県民環境林経営検討委員会報告書

－県民環境林の経営のあり方について－

平成２４年１１月

県民環境林経営検討委員会

目　　次

第１　検討の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

第２　分収造林事業のこれまでの経緯

１　概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

２　運営と現在の債務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

３　経営改善に向けた取組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

(1) 背景

(2) 国等における主な取組み

(3) 国等に対する要請

(4) 本県における主な取組み内容

４　長期収支見通し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

５　改革に向けたこれまでの提言・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

(1) 青森県公社等経営評価委員会

(2) 青森県分収造林のあり方検討委員会

(3) 社団法人青い森農林振興公社経営検討委員会

６　公社の経営改革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

(1) 経営改革の方向決定

(2) 民事再生手続開始の申立て

７　他県の抜本的経営改革の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

(1) 平成１９年度－岩手県、大分県、滋賀県

(2) 平成２２年度－神奈川県

(3) 平成２３年度－茨城県、群馬県、山梨県

(4) 平成２４年度－広島県、愛知県

第３　県民環境林の経営方針

１　県民環境林の創設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

２　森林整備の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

３　県民環境林の経営方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

(1) 全ての県民が等しく恩恵を受ける森林の公益的機能の発揮

① 長伐期施業の導入による公益的機能の維持増進

② 新たな分収方式の設定による環境負荷の少ない非皆伐施業の推進

(2) 収益性に配慮した経営による財産の造成

① 利用間伐の推進

② Ｊ－ＶＥＲ制度などの新たな仕組みの活用

③ 公募型プロポーザル方式による管理・経営

(3) 県民の理解と参画による適正な管理と整備の推進
① 森林環境教育のためのフィールド提供
② 企業の森づくりやボランティア団体等による森林整備の受入
③ 多面的な活動を通じた地域社会への貢献

第４　県移管に際しての県民負担軽減策
１　第三セクター等改革推進債の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
(1) 概要
(2) 本県の活用について
(3) 第三セクター等改革推進債の活用効果額の試算
(4) 遅延損害金の減免要請

２　分収割合の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
(1) 同意取得の取組み
(2) 分収割合の見直し効果

第５　県民環境林の収支予測
１　公社資産評価結果に基づく収支試算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３

２　県民環境林の収支予測・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５
(1) 収支予測の検証項目
(2) 収支予測に当たっての基本的な考え方
(3) 木材価格の変動による影響
① 収支予測の基本パターン
② 具体的な算出手法
③ 算出結果と課題等
(4) 高性能林業機械の導入による効果
① 具体的な算出手法
② 算出結果と課題等
(5) 路網整備による効果
① 具体的な算出手法
② 算出結果と課題等
(6) 分収割合の見直しによる効果
① 具体的な算出手法
② 算出結果と課題等

３　収支予測のまとめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３５

第６　提言のまとめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４２

〈参考資料１〉分収林の市町村別面積
〈参考資料２〉分収林の所有形態別の面積・件数割合
〈参考資料３〉県民環境林経営検討委員会設置要領
〈参考資料４〉県民環境林経営検討委員会委員名簿
〈参考資料５〉経営検討委員会の開催状況

第１　検討の趣旨

社団法人青い森農林振興公社（以下「公社」という。）は、昭和４５年に分収造林事業を開始して以来、約１万ヘクタールの森林を管理・経営してきたが、林業採算性の悪化に伴い債務問題が顕在化したことにより、これまで各種の経営改善策を進めてきたところである。

しかし、国における抜本的対策が講じられないことや将来の公社債務の増加等を考慮し、青森県（以下「県」という。）は外部有識者からの提言や様々な分野からの意見を踏まえ、平成２２年１２月、分収林を県民共通の「公共財」として県が引き継ぎ、県債務や株式会社日本政策金融公庫債務（以下「公庫債務」という。）を適切に処理し、分収割合の見直し等を行う公社経営改革の方向を公表した。

県と公社では、公社経営改革の方向に基づき平成２３年以降、債務処理の手続きと契約の承継及び分収割合の見直しの同意取得の取組みを進めており、公社は、この債務処理手続の一環として平成２４年８月、民事再生手続を青森地方裁判所に申立てしたところである。

県は、この申立てを受け、今後、公社経営改革の方向で示した「県債務の債権放棄」や「森林資産による代物弁済」、「第三セクター等改革推進債の活用による公庫債務の損失補償」等の手続を踏んだ上で、平成２５年４月から分収林を引き継ぐこととしている。

県民環境林経営検討委員会は、県移管後に「県民環境林」として管理・経営されていくこととなっている分収林の経営方向や県民負担の軽減等について、外部有識者から意見・提言を得るために設置されたものである。

当委員会は、県移管後の分収林を県民共通の公共財として位置づけ、公益的機能をより発揮させ、また県民負担を可能な限り軽減するよう最大限の努力を払い適切に経営・管理していくべきと考える。

この報告書は、今後の県民環境林のあるべき方向などについて、経営的・技術的な知見に加え、県民の視点などにも配慮した幅広い観点から検討を行い、その結果を提言として取りまとめたものである。

第２　分収造林事業のこれまでの経緯

１　概要

分収造林事業は、国の拡大造林を推進する施策に呼応し、森林所有者による整備が進み難い地域において、公社が土地所有者と分収造林契約を結んで森林整備を行う事業で、本県においては、昭和４５年４月に公社が設立され、主にスギを主体とした森林整備を実施しており、１０，２１５ヘクタールの分収林を管理・経営している。（現在の契約件数は１，３１０件、契約者数は １，０３５人）

こうした取組みは、森林資源の造成のほか、水源のかん養や土砂災害の防止など県民生活を広く支える森林の公益的機能の発揮や、山村地域の雇用促進などの地域経済の振興に重要な役割を果たしている。

《分収造林事業の仕組み》

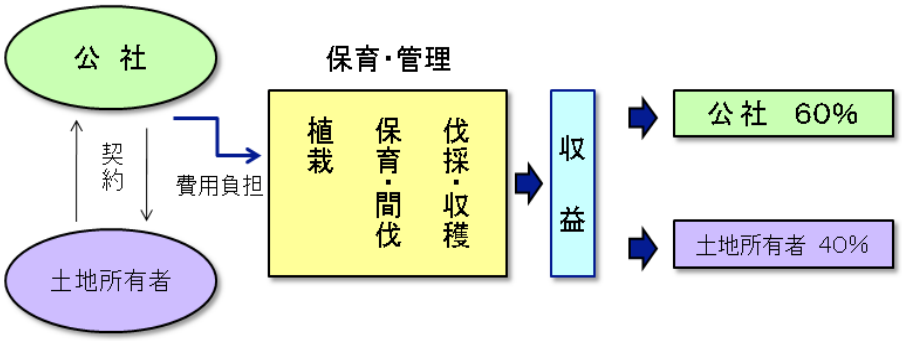

２　運営と現在の債務

分収造林事業は、公社が土地所有者との契約に基づき、植栽、保育を行い、伐採した立木の売却により得られる収益を公社と土地所有者との間で分収し、それまでの間、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）及び県からの借入金や国からの補助金により経営を行っている。

《債務残高（平成 24 年 8 月 2 日、民事再生手続申立時点）》

借　入　先	債務残高(円)	備　考
公　庫	13,244,287,183	内訳:元金　13,031,613,186円 経過利息　212,673,997円
青　森　県	23,453,082,282	内訳:元金　16,191,257,468円 確定利息　7,261,824,814円
計	36,697,369,465	

３　経営改善に向けた取組み

（１）背景

木材価格は昭和５５年以降、円高による低価格輸入外材の増加等による長期低迷傾向にあり、スギ丸太価格については、木材価格のピークとなる昭和５５年の全国平均で３８，７００円/㎥、本県の平均で３５，８００円/㎥ であったものが、平成１９年においては全国平均で１３，３００円/㎥、本県の平均で１０，３９０円/㎥ と約３割の水準まで下落した。一方、労務単価は公社設立時の昭和４５年は２，３９４円/日だったが、ピーク時の平成９年は１２，９６８円/日と約５倍以上に上昇している。

今後、このような林業採算性の悪化が伐採時期に至るまで続いた場合、借入金の償還に見合った伐採収益の確保が困難となる事態が予想される。

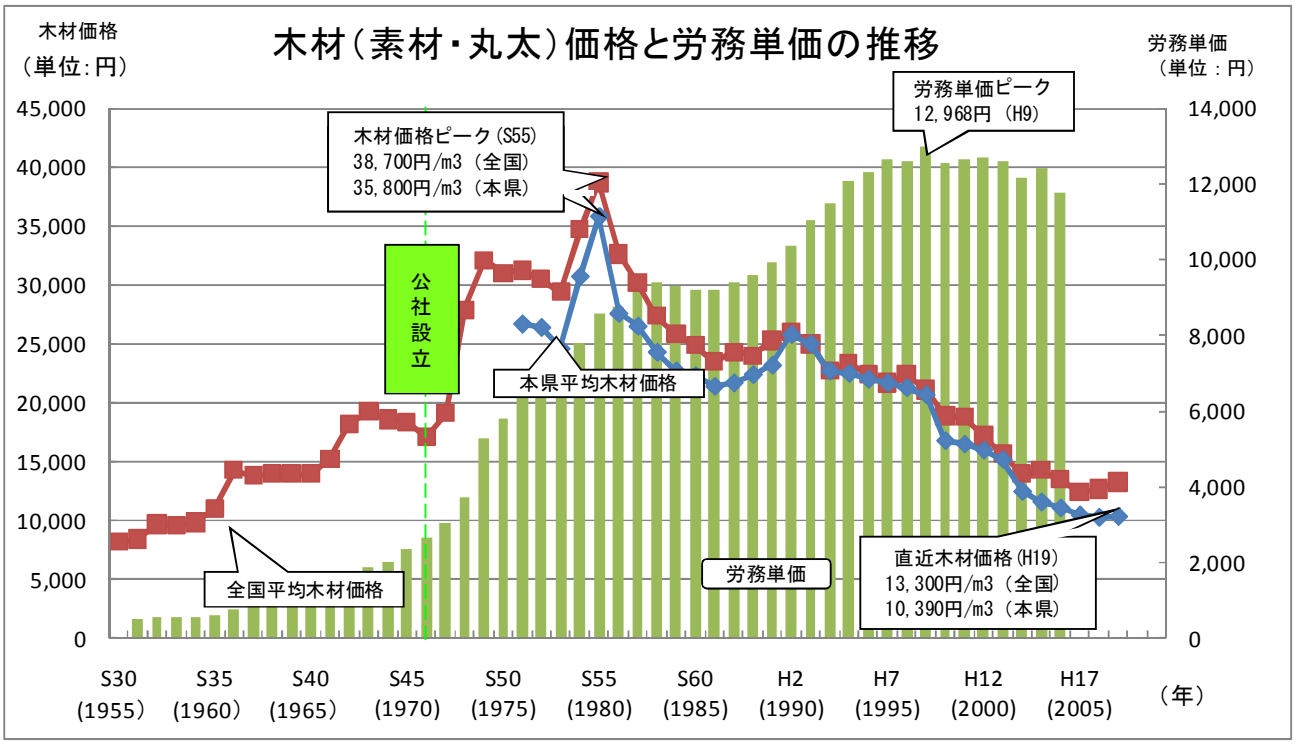

（２）国等における主な取組み

国や公庫において、林業公社の経営改善に資するため、次の取組みを行ってきた。

① 融資制度

- 昭和５０年　　林業公社に対する融資率を引上げ（８０％⇒９０％）
- 平成３年（～１９年）　低利の借換資金「施業転換資金」の創設
- 平成６年（～現在）　無利子資金制度「森林整備活性化資金」の創設
- 平成１７年（～１９年）　「任意繰上償還」の実施

② 補助制度

- 昭和５２年　造林補助事業における諸掛費補助を拡充（１６％⇒２７％）
- 平成５年　「公的分収林整備推進事業」の創設（査定係数１８０）
- 平成１９年　定額助成事業の創設

（３）国等に対する要請

県では、国や公庫等に対して、機会を捉えて公社の経営改善に対する支援を要請してきた。

林業公社を有する各都府県で構成する「森林整備法人全国協議会（昭和５２年設立）」においては、森林整備法人の経営安定化のための支援について、毎年、国に対して提案活動を実施しており、具体的には、森林整備事業に係る補助制度の拡充や公庫資金の利子軽減対策、地方公共団体の支援策に対する地方財政措置の充実等について要請してきたところである。

また、平成２０年７月の全国知事会において、林業公社の経営対策について国と地方が協議する場を設置するよう国に要望したことを受け、同年１１月に総務省、林野

庁及び関係都道府県の代表からなる「林業公社の経営対策に関する検討会」が設置され、同検討会は平成２１年６月に報告書を取りまとめ、公表したが、具体的な支援策は示されなかったところである。

なお、県ではこの報告書を受け、同年８月及び１０月に利息負担軽減等の既往債務対策や地方公共団体への財政支援、森林整備補助制度の拡充、県が分収林を承継した場合の支援等、報告書の具体化に向けた青森県独自の要望活動を林野庁及び総務省に対して行っている。

（４）本県における主な取組み内容

県や公社において、公社の経営改善に資するため、次の取組みを行ってきた。

区 分	項 目	内 容	効果額
1 支出の抑制（借入金の削減）対策	(1)公庫利息に対する利子補給（H7～）	公社が公庫に対して返済する利息の0.8%～ 1.3%分について、県が利子補給	5.4億円
	(2) 新規造林の取りやめ(H15～)	新規に発生する債務の主な要因となる新規造林（経営の拡大）の取りやめ	9.0億円
	(3) 金利負担の軽減（H15～19）	公庫借入金について「施業転換資金」による借換えを行い、償還利息の負担軽減	40.1億円
	(4) 保育作業回数等の見直し（H13～）	保育作業の内容や回数を削減し、経費の積算方法や歩掛等の作業手法についても見直し	22.8億円
	(5) 給与体系の見直し（H18～）	プロパー職員の給与を6～10%削減し、平成20年度から退職金にも反映	給与等削減額 1,350万円
	(6) 定額助成事業の導入（H21～）	国が創設した除間伐や路網整備に係る自己負担を伴わない定額助成事業を導入し、公庫借入金を削減	2.3億円
	計		約79.7億円
2 収入の増加対策	(1) 分収契約の延長協議（H5～）	伐採時の良質材の生産による収入確保を図るため、契約期間を60年に契約延長するための協議を実施	達成率59%
	(2) 利用間伐の推進（H16～）	伐採した間伐木を販売する利用間伐を平成16年度から本格的に実施し、積極的な収入対策	間伐材販売額 約2,000万円

４ 長期収支見通し

平成１８年度青森県公社等点検評価委員会からの提言を踏まえ、公社は平成２２年度から毎年、分収造林事業の長期収支見通しを作成・公表している。

これは、最新の木材価格等を加味し、事業開始の昭和４５年度から事業終了予定の平成６８年度までの長期的な収支を試算するもので、平成２２年度の試算では約３１３億円の償還財源不足が生じる見通しとされた。

５　改革に向けたこれまでの提言

（１）青森県公社等経営評価委員会

①　平成１５年度

分収造林事業は、タイムスパンがあまりにも長すぎて経営予測が困難かつ不透明であり、企業経営としては成り立たないと判断。造成した１万ヘクタール余りの森林は、県が管理・経営している県行造林へ組み込む方向で検討すること。

②　平成１６年度

外部有識者を含めた検討委員会を設置し、移管に伴う様々な課題を検討すること。

（２）青森県分収造林のあり方検討委員会（平成１７～１８年度）

県行造林と統合して『県民環境林』と位置づけ、木材生産機能を維持しながら森林の公益的機能をより高めるための森林経営を行う必要があり、そのためには県が森林経営を行うことが妥当。

（３）社団法人青い森農林振興公社経営検討委員会（平成２２年度）

①　分収造林事業

平成１９年３月の青森県分収造林のあり方検討委員会の提言と同様に、分収造林事業の経営を公社から全て県に移管し、県は分収造林を県民の財産として、コスト節減や収入対策に最大の努力を払いつつ維持・管理し、併せて森林の公益的機能をより発揮する観点での経営を行うべき。

②　分収割合の見直し

県民負担を可能な限り軽減するという観点から検討した結果、経費に応分の負担を求める視点や他県の状況、現行の６：４との継続性も加えて判断すれば、基本となる分収割合は、県と土地所有者が７．５：２．５程度となるのが妥当。

《分収林の有する公益的機能の評価試算額》

機能の種類	評　価　額（年 間）		
	全　国 (2,512.1万ha)	青森県 (63.8万ha)	分収林 (10,215ha)
水資源貯留機能	8兆7,407億円	1,233億円	19.7億円
洪水緩和機能	6兆4,686億円	1,176億円	18.8億円
水質浄化機能	14兆6,361億円	1,986億円	31.8億円
表面浸食防止機能	28兆2,565億円	7,063億円	113.1億円
表層崩壊防止機能	8兆4,421億円	2,142億円	34.3億円
保健休養機能	2兆2,546億円	564億円	9.0億円
二酸化炭素吸収機能	1兆2,391億円	310億円	5.0億円
化石燃料代替機能	2,261億円	385億円	6.2億円
合　計	70兆2,638億円	1兆4,859億円	237.9億円

※「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について」（平成 13 年 11 月日本学術会議会長答申）において示された算定方式に基づき、青森県及び公社で試算。

６　公社の経営改革

（１）経営改革の方向決定

全国的に林業公社の経営が極めて厳しい状況にある中で、国においては抜本的な対策は講じられず、このままでは公社の債務が増えていくだけであることから、県は外部有識者で構成する「社団法人青い森農林振興公社経営検討委員会」からの提言に基づき、県議会各会派や関係市町村・団体・各界各層からの意見を踏まえ、平成２２年１２月、次の公社の経営改革の方向を決定した。

《青い森農林振興公社の経営改革の方向》

① 分収造林事業については、企業的経営の視点では再生が困難であることから、分収林の持つ地域経済の振興や公益的機能の発揮等、県民共通の「公共財」としての性格を考慮して県が引き継ぐ。

② 県が引き継ぐことにより必要となる、株式会社日本政策金融公庫に係る債務の処理に当たっては、県民負担の最小化を図る観点から、平成25年度までの措置となっている第三セクター等改革推進債を活用する。

また、公社は、県債務について所有する森林資産を県に代物弁済し、弁済額が債務額に満たない場合、県は債権を放棄する。

③ 分収造林事業の分収割合については、県民負担を可能な限り軽減する観点から、今後の保育経費や管理費などに応分の負担を求めることや、現行の分収造林契約との継続性、他県における見直し状況などを総合的に検討し、県と契約者の分収割合を現行の6対4から7．5対2．5を基本とすることとし、契約者が個人、共有地等の場合はその地代相当分を考慮して7対3、市町村、財産区の場合は、公益的機能の享受や地元雇用を通した地域振興のメリット、公租公課が発生しないことなどから8対2とし、変更協議を進める。

なお、木材価格の変動等の事情変更が生じた場合は、適切な時期に分収割合を見直すこととする。

④ 分収造林事業以外の事業については、経営の効率化やサービスの向上に努めながら、継続して実施する。

（２）民事再生手続開始の申立て

公社では、分収造林を県へ移管するための手続の一つとして、平成２４年８月２日、青森地方裁判所（以下「地裁」という。）に民事再生手続開始の申立てを行い、同月９日、地裁から手続の開始決定がなされ、同年１０月３１日、分収造林事業の再生の基本方針や弁済額を明記した「再生計画案」を地裁に提出し、これを受け平成２５年１月に県や公庫等による債権者集会の開催を経て再生計画案が認可決定される見込みである。

７　他県の抜本的経営改革の状況

（１）平成１９年度

①　岩手県、大分県

林業公社を解散し、県に移管。当時は第三セクター等改革推進債の制度がなかったことから、県が公庫と免責的債務引受契約を締結し、県が債務を肩代り。

②　滋賀県

平成１９年１１月に林業公社が特定調停を裁判所に申立てし、債権者の公庫、滋賀県及び下流社員（兵庫県、大阪府、大阪市ほか４市、阪神水道企業団）に債務の減免を要請。平成２０年９月に公庫債務（利息含め６９０億円）を県が免責的債務引受し肩代りし、平成２３年１月には公庫以外の債権者が特定調停に合意し、債権額３９１億円に対して、３２３億円の債権放棄に合意。

（２）平成２２年度

神奈川県

林業公社を解散し、分収造林事業を県に移管。私的整理手法である清算計画を作成し、第三セクター等改革推進債を活用して、公庫債務を処理。

（３）平成２３年度

① 茨城県

分収造林事業を県に移管。免責的債務引受契約を締結し、県が公庫債務を肩代り。

② 群馬県

民事再生手続を申立てし、第三セクター等改革推進債を活用し公庫債務を処理。林業公社は分収持分を契約者が買い取るよう交渉を行い、県に債務を返済した上で平成２６年３月に解散予定。

③ 山梨県

分収割合の見直し交渉を進めた上で、平成２８年に県が引き継ぐ方針を１１月議会で県が公表。

（４）平成２４年度

① 広島県

第三セクター等改革推進債を活用して公庫債務を処理し、分収造林事業を県に移管することを、９月農林水産委員会で県が公表。

② 愛知県

第三セクター等改革推進債を活用して公庫債務を処理し、分収造林事業を県に移管することを、９月議会で県が公表。

《他県の抜本的経営改革の状況》

都道府県名	処理年度	処理方法	債務額(億円)	三セク債活用額
①岩手県	H19	免責的債務引受け	622	－
②大分県	H19	免責的債務引受け	241	－
③滋賀県	H19	免責的債務引受け	1,080	－
④神奈川県	H22	清算計画	270	85 億円
⑤茨城県	H23	免責的債務引受け	3	不活用
⑥群馬県	H23(H26 年 3 月解散)	民事再生	165	52 億円
⑦青森県	H24(H25 年 4 月解散)	民事再生	367	130 億円、予定
⑧広島県	H25	(未定)	462	未定
⑨愛知県	H25	(未定)	210	未定
⑩山梨県	H28(予定)	(未定)	272	未定

※ 現在分収造林事業を実施している都道府県は 34 都道府県で、平成 23 年度末現在の債務の合計は 9,950 億円となっている。

第３　県民環境林の経営方針

１　県民環境林の創設

公社が実施した分収造林事業は、昭和４５年からこれまで１万ヘクタールにわたる森林整備を行い、森林資源の造成だけでなく森林の持つ公益的機能の発揮等に重要な役割を果たしてきた。

県では、分収林については、その公益的機能の評価額を試算すると、年間約２３８億円もの効果が期待される極めて重要な森林であると認識しており、移管後は「県民環境林」として管理することとしている。

《将来、県が管理する県営林の種類、面積等》

種　類	事業開始年	面積(ha)	内　　容
県 有 林	明治 40 年 (1907 年)	538	県が県有地に造林したもの
県行造林	大正 15 年 (1926 年)	1,880	県が国有地及び県有地以外の土地（以下「民有地」という）に造林したもの
県行防災林	昭和 24 年 (1949 年)	2,560	県が災害防止を目的として、県有地又は国有地若しくは民有地に造林したもの
県行模範林	昭和 29 年 (1954 年)	1,158	県が国有林野の管理経営に関する法律の規定により、国有地に造林したもの
県民環境林	平成 25 年 (2013 年)	10,215	社団法人青い森農林振興公社が昭和 45 年から民有地に造林し、県がその地位を承継したもの
合　　計		16,351	

２　森林整備の基本的な考え方

本県の森林面積は６４万ヘクタールで県土面積の６６％に当たり、うち民有林は２４万ヘクタールで全森林の３８％を占めている。

また、民有林のうち人工林は１４万ヘクタール、人工林率は５７％となっており、県が今後管理する県民環境林１万ヘクタールは民有林人工林の７％を占めている。

県民環境林ではスギが８２％を占め、平均林齢が２８年生と、多くが間伐等の森林整備を必要とする育成段階にある一方、高齢級の森林が増加しつつある。

森林の整備に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、適正な森林施業の実施により健全な森林資源の維持造成を推進することとし、特に間伐については、路網の適正配置による生産性の向上や高性能林業機械の活用による低コストシステムの導入により、利用間伐を推進する必要がある。

《分収林の樹種別森林面積》

樹 種	スギ	アカマツ	クロマツ	カラマツ	トドマツ	ヒバ	計
面積(ha)	8,360	1,470	125	201	32	27	10,215
割合(%)	82	14	1	2	0	0	100

《分収林の樹種別・齢級別森林資源構成》

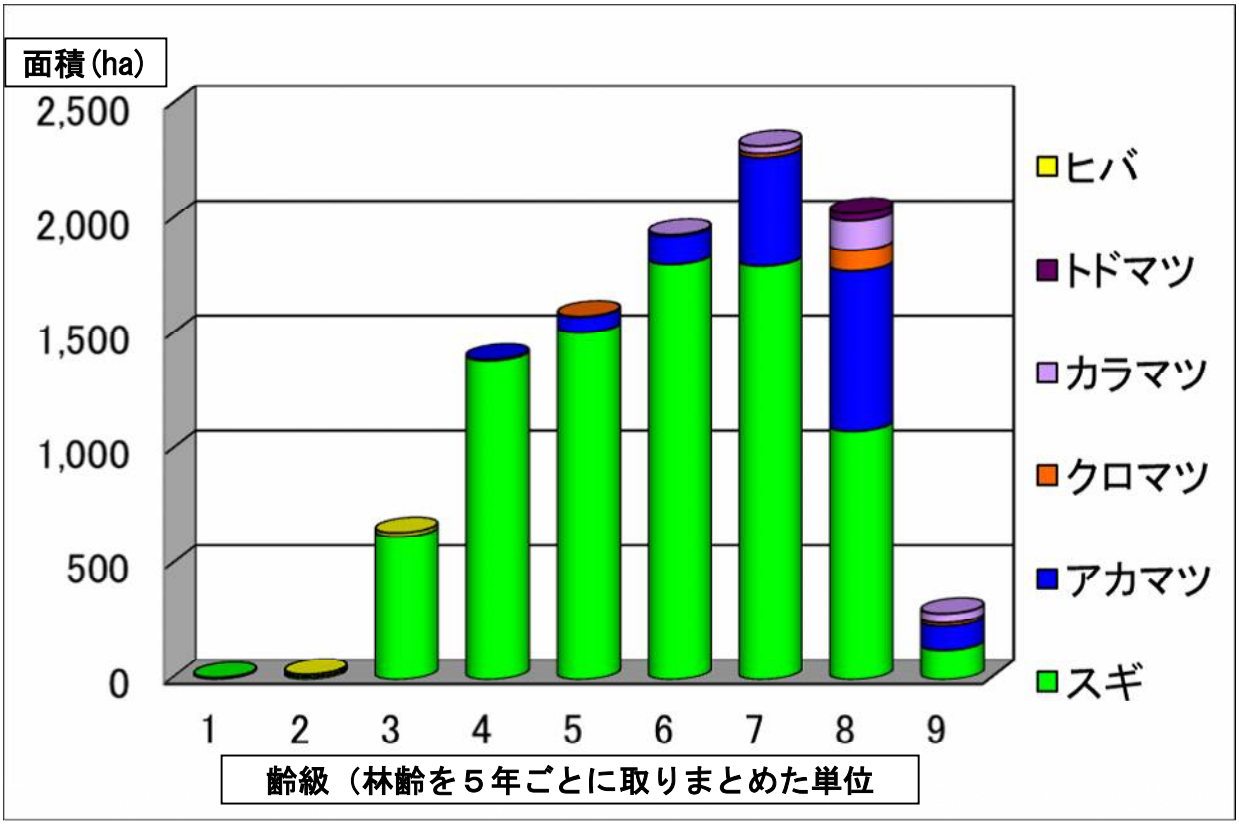

３　県民環境林の経営方針

県民環境林は、県民共通の財産である公共財として、次の経営方針の下、県民全体のために、公益的機能の発揮や雇用の創出等による山村地域の活性化に資するよう、契約者の要望を十分に踏まえた経営・管理を行う必要がある。

- 方針１　全ての県民が等しく恩恵を受ける森林の公益的機能の発揮
- 方針２　収益性に配慮した経営による財産の造成
- 方針３　県民の理解と参画による適正な管理と整備の推進

（１）全ての県民が等しく恩恵を受ける森林の公益的機能の発揮

①　長伐期施業の導入による公益的機能の維持増進

契約者の要望に応じて、現状の４５～６０年の契約期間を森林法において定める標準伐期齢（スギで４５年、マツ類で４０年）の２倍程度の８０～９０年まで延長し、長期にわたる公益的機能を維持し、その間、利用間伐を繰り返し実施し、自然植生の誘導による複層林化や針広混交林化により公益的機能の増進を図るべきである。

特にスギで成長の遅い林分やアカマツ林については、需要や採算性の観点からも、長伐期施業の導入を図るべきである。

なお、長伐期施業のために契約延長した後は、木材市況等の変化に柔軟に対応することとし、契約期間の途中においても、契約者と県が協議の上、伐採・分収が可能となるような仕組みにする必要がある。

《下層植生の豊かな長伐期施業森林》

② 新たな分収方式の設定による環境負荷の少ない非皆伐施業の推進

森林を伐採しないで契約を終了する新たな方式を設定し、環境負荷の少ない非皆伐施業を推進するべきである。

これまでは「収益分収方式」により全ての立木を一斉に売り払い、収益を分収する方式に限定されていたが、この場合、契約終了後は土地所有者が森林を管理することとなり、伐採した後に造林がなされない造林未済地の増加による土砂災害の発生等、公益的機能の悪化が懸念されることから、今後は次の３種類の分収方式を契約者が選択することを可能とし、より環境負荷の少ない非皆伐施業を推進するため「立木買取方式」→「立木分収方式」→「収益分収方式」の優先順位で県は契約者と交渉すべきである。

ア　収益分収方式	イ　立木分収方式	ウ　立木買取方式
⇒全ての立木を一斉に売り払い、収益を分収する方式	⇒契約者の持分を立木で残し、県の持分だけ売り払う方式	⇒契約者が県の持分を買い取りし、全ての立木を残す方式

（２）収益性に配慮した経営による財産の造成

①　利用間伐の推進

公社では、６～８齢級の利用間伐（間伐した木材を搬出して、市場で販売すること）が可能な森林が増加したことにより、近年、２千万円程度の間伐木を販売してきた実績がある。

今後も森林資源の充実が期待されることから、県民環境林においても利用間伐を推進し収益の増加に努めることにより、契約者により多くの間伐収益を還元すべきである。

《青い森農林振興公社の利用間伐実施状況》

年 度	H18	H19	H20	H21	H22	H23
事業量(ha)	20	9	22	40	83	55
売払材積(m3)	457	234	720	2,434	5,491	3,890
販売額(千円)	2,583	1,096	2,230	8,318	21,724	17,583

《階上町の契約地における利用間伐》

②　「Ｊ-ＶＥＲ制度」などの新たな仕組みの活用

Ｊ－ＶＥＲ制度や青い森の町内会、ネーミングライツ等の新たな仕組みを積極的に導入することにより、保育等の森林整備に要する資金を確保する必要がある。

ア　Ｊ－ＶＥＲ制度

間伐した森林が吸収したCO^2量を市場で売買可能なクレジットとして認証・発行する「Ｊ－ＶＥＲ制度」の県民環境林への導入を検討すべきである。

現在、１６道県の県有林や分収林で取り組まれ、合計６万 t-CO^2のクレジットが認証されており、本県の八重菊県有林（青森市）においても８０４t-CO^2のクレジットが認証され、そのうち１６４t-CO^2のクレジット約２６０万円分を販売し間伐等の森林整備資金に充てている。

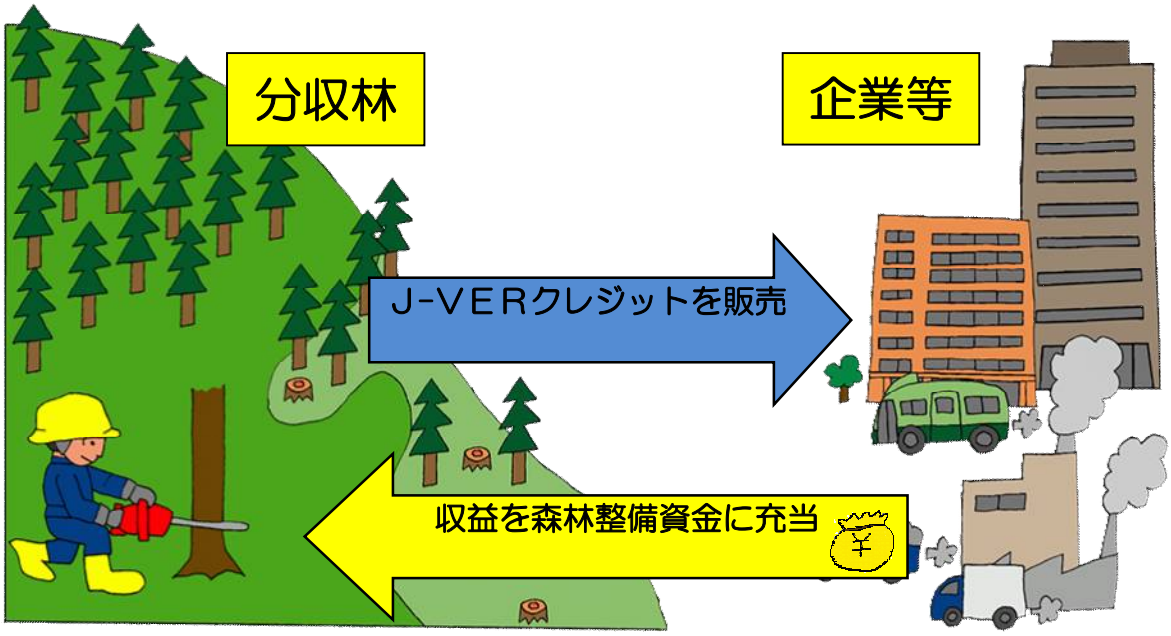

《「八重菊県有林」における J-VER クレジット販売・発行状況一覧》

販　　売			
契約日	販売先	数量 (t-CO2)	目的
H23.7.27	株式会社青森銀行	50	地球温暖化防止への貢献を目的とした商品開発等
H23.7.27	株式会社みちのく銀行	50	地球温暖化防止への貢献を目的とした商品開発等
H23.11.9	青い森信用金庫	50	地球温暖化防止への貢献を目的とした商品開発等
H23.11.30	カルビー株式会社 カルネコ事業部	10	POP 事業の収益の一部を、日本の森と水と空気を守る環境貢献プラットフォーム（EVI）を通じて、森林整備活動に役立てるため。
H24.4.13	カルビー株式会社 カルネコ事業部	4	POP 事業の収益の一部を、日本の森と水と空気を守る環境貢献プラットフォーム（EVI）を通じて森林整備活動に役立てるため。
	計	164	

イ　青い森の町内会

賛同企業が印刷物を発注する際に、間伐を行うために不足する資金に相当する金額を上乗せした価格（１ｋｇ当たり１５円割増し）の用紙を指定して使用してもらい、その上乗せされた金額を森林組合に還元して間伐費用不足分を補うことで、間伐を促進する「青い森の町内会」の県民環境林への導入を検討すべきである。

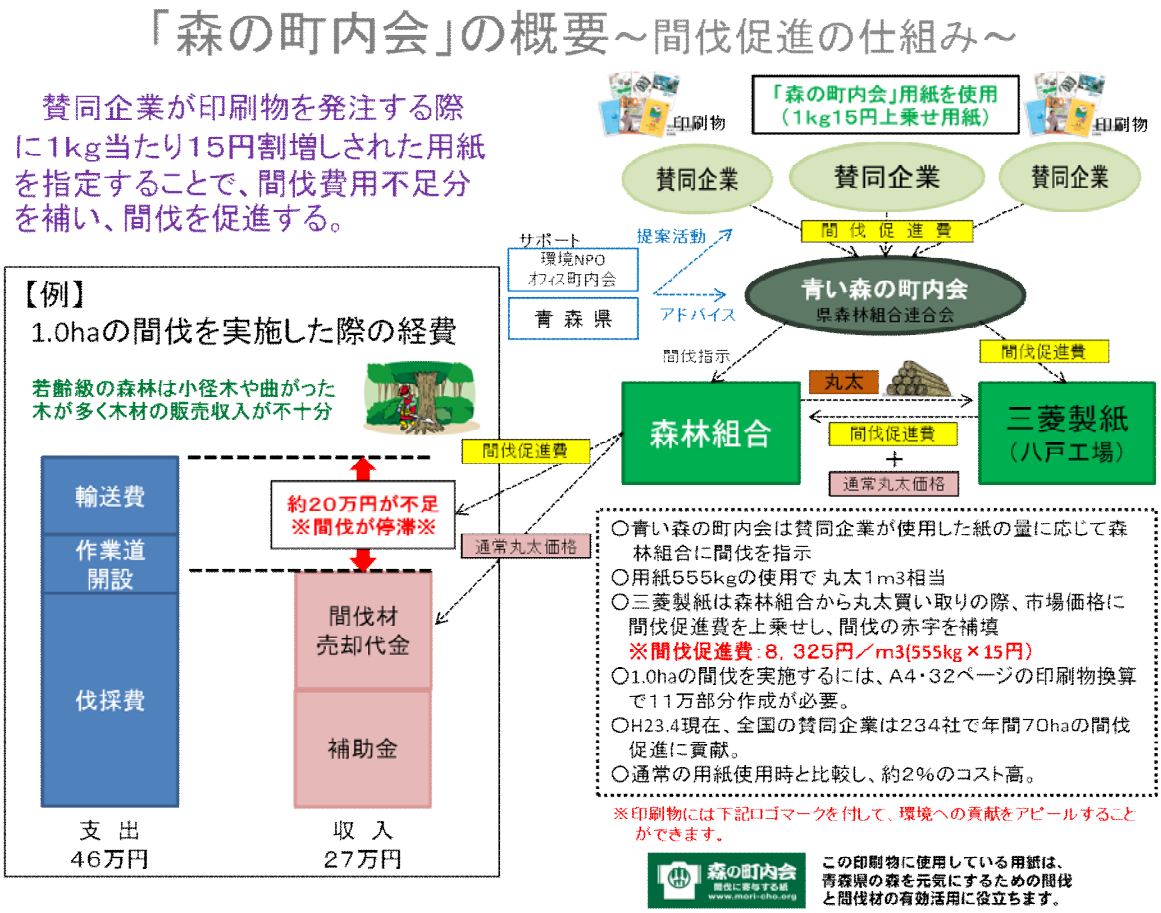

ウ　ネーミングライツ

森林に企業名やブランド名を付けさせ、その対価を得る「ネーミングライツ」の県民環境林への導入を検討すべきである。

企業にとっては、ネーミングライツで付けた名称が、利用する人の目や報道メディアに取り上げられることで知名度が上がることや、公共サービスの維持・向上を企業が支えることが社会貢献活動として認められ、企業イメージが高まるメリットがあり、県にとっては、収入を安定的に確保することにより、森林整備を安定的に推進することが可能となる。

本県では行政経営推進室が窓口となり、県有施設その他の県有財産全てを対象にネーミングライツの企画提案募集を通年で行っている。（スポーツ施設、文化施設、公園などを想定しているが、他の自治体では、道路、ダム、歩道橋、公衆トイレ、県有林などへの導入例有り）

この他、林政課において、企業に出資してもらい森づくりを進める「企業の森づくり事業」の一環として、県有林等の森林を対象に、宣伝効果の高い基幹道路沿いなどの森林を予め調査し、提案型のネーミングライツ事業の導入検討を進めている。

《ネーミングライツの導入状況》

■　青森県有施設ネーミングライツ実績

施設名称	県営スケート場	総合体育館(青い森アリーナ)
特定呼称	サンワアリーナ青森 	マエダアリーナ
呼称使用期間	平成２３年４月１日～２５年３月３１日	
契約金額	３００万円(年額)	５００万円(年額)
事業者名	(株)サンワドー	(株)マエダ

■　先進的な取組事例（宮城県「県有林」の事例）

	協定期間		企業名	ﾈｰﾐﾝｸﾞﾗｲﾂ料(円)
1	H18.10 月～H28.10 月	10 年	エネオス	1,000,000
2	H19. 1 月～H28.12 月	10 年	ミサワホーム	1,000,000
3	H20. 4 月～H25. 4 月	5 年	東北発電工業(株)	1,000,000
4	H21. 4 月～H26. 3 月	5 年	(株)東日本放送	1,000,000
5	H21. 8 月～H26. 8 月	5 年	トヨタ紡織(株)	3,000,000
6	H21. 8 月～H26. 8 月	5 年	トヨタカローラ宮城(株)	1,500,000
7	H22. 9 月～H27. 9 月	5 年	(株)東芝	4,400,000
8	H23. 4 月～H28. 3 月	5 年	鈴木工業(株)	1,300,000
			計	14,200,000

※１　金額は、宮城県からの聞取りによる。
※２　料金は、通常、協定締結の初年度に払込みするが、分割の場合もある。

宮城県（ミサワホーム）

宮城県（鈴木工業（株））

③　公募型プロポーザル方式による管理・経営

今後の分収林の管理方法として、公益的機能の維持・増進に配慮した管理に加え、業務の効率化によるコスト削減や利用間伐の推進による収益の増加に配慮した経営の両立が重要であることから、コスト意識の高い民間経営のノウハウの活用による管理経営を図るべきである。

具体的には、民間事業体から、利用間伐や路網整備等に関する技術提案を公募し、５年程度の一定期間、一括で委託する「公募型プロポーザル方式」の導入を検討する必要がある。

ア　公募型プロポーザル方式の特徴

技術提案する民間事業体を公募し、提案された事業内容や事業費について、県の経営方針に即しているか等、一定の審査基準に基づき審査の上、選定された業者と契約する委託方法で、民間事業体が主体となり事業が実施されるため、コスト面や販売面に民間経営のノウハウの活用が期待できる。

なお、同様の民間経営ノウハウの活用手法として、地方自治法に基づく指定管理者制度があるが、同制度が導入できるのは「公の施設」に限られ、これは「住民の利用に供するためのものであること」などいくつかの要件を満たす必要があるが、分収林は「公の施設」には該当しないことから、公募型プロポーザル方式による対応を提言することとしたものである。

《公募型プロポーザル方式による管理・経営のイメージ》

イ　公募型プロポーザル方式の概要について

ⅰ）委託期間

受託者が５年間の森林経営計画を作成し、造林補助事業の事業主体として森林整備を行うこととし、初回の委託期間は平成２５～２９年度の５年間とする。

ⅱ）委託区域

委託区域を、県内一括又は分割とすべきかについて比較検討を行った。

その結果、県内一括とした場合、委託に係る諸経費の掛かり増しが抑制され、コスト削減につながるほか、間伐材の有利販売が期待できるといったメリットがある。

一方、分割した場合は、中小事業体の参入機会が増え、より多くの受注機会を創出することにより、中小事業体の育成につながるといったメリットがある。

このように、一括・分割双方にメリットがあるが、総合的に検討した結果、県民負担を最小限に抑えるという観点から、今回は県内を一括で委託する方向が妥当と考える。

なお、初回の５年間の委託状況を勘案した上で、次回の委託方法については改めて検討することが必要である。

ⅲ）委託内容と経費

委託する内容は森林整備の全部と管理業務の一部とし、必要経費の一部については、造林補助金の活用や間伐材の販売収入で賄うよう努めるべきである。

《委託内容の概要》

区　分	内　　容
森林整備	除伐、利用間伐、枝打ち、路網開設等
管理業務	巡視、境界保全、支障木整理、道路補修、分収割合の同意取得

ⅳ）応募資格

応募者は、安全かつ効率的に経営するための高度な知識・技術を有することを条件とし、次の項目を満たす林業事業体が想定される。

なお、応募条件を設定する際は単独の林業事業体はもちろんのこと、共同事業体（ＪＶ）を組むことを可能とすることにより、参入機会の創出や競争性を高めることが必要である。

- 森林整備作業の従事資格者を必要数雇用している事業体であること
- 広い事業区域での作業を円滑に実施するための管理資格を有する者を雇用している事業体であること
- 集約化施業等による施業の効率化を図り、経費節減等に取り組むことができる事業体であること
- 森林作業道を開設し、搬出間伐の機械化による低コスト化が可能な事業体であること

ｖ）選定方法

応募者の選定については、透明性の確保に配慮し、利害関係のない第三者（外部委員）を含む委員会を設置し、県の経営方針等に即した提案となっているか等、一定の審査基準を設定し審査するべきである。

ⅵ）スケジュール

公募や委託後のスケジュールは、次のとおり進めることが妥当である。

《主なスケジュール》

時　期	内　容
平成２５年４月上旬	公募開始、審査委員会設置、説明会の開催
４月～７月中旬	（応募事業体）計画の作成
７月下旬	審査・契約決定、業務内容協議
８月	契約、事業の開始
平成２６年３月	検査・事業費精算
平成２６年４月～	２６年度事業開始　以下２９年度まで継続

（３）県民の理解と参画による適正な管理と整備の推進

①　森林環境教育のためのフィールド提供

自然観察や自然体験などの森林環境教育を実践するためのフィールドとして、活用を検討すべきである。

②　企業の森づくりやボランティア団体等による森林整備の受入

企業や団体等が社会貢献活動の一環として行う森づくり活動のフィールドとして、受入体制の整備を検討すべきである。

③　多面的な活動を通じた地域社会への貢献

エコツアーなど観光関係とのタイアップや森林セラピーのフィールド提供など多面的な活用を進め、地域社会に貢献すべきである。

また、試験研究機関や林業普及事業と連携し、技術や事例に関する積極的な情報発信を行い、地域の森づくりに貢献すべきである。

《企業による森づくり活動協定締結実績》

実施年度	企　業　名	場　　所	活動内容	面 積 (ha)	備　　考
Ｈ２０	青森銀行従業員組合	青森市月見野森林公園	植栽	1.00	市有地
Ｈ２１	(株)東芝	七戸町	植栽	3.00	町有地
		三沢市	除間伐	15.00	市有地
Ｈ２１	(社)日本ユネスコ協会連盟	西目屋村	間伐等	4.40	村有地
			樹下植栽	4.40	村有地
Ｈ２２	積水ハウス(株)	五所川原市	植栽	1.37	財産区有林
Ｈ２２	(株)フラクタル設計事務所	黒石市	植栽	2.29	個人有林
Ｈ２２	イオングループ４社	南郷区 島守県有林	植栽・間伐	5.20	県有林
Ｈ２３	日本原燃労働組合	六ヶ所村	植栽	1.00	村有地
	計	７件			

※１　企業、地権者、県の３者により、「青森県森林づくり協定」を締結し、５年間、植栽、間伐、草刈り等の保育による森林づくりを実施

※２　役割分担　企　業：社会貢献のため出資、森づくりへの参画
地権者：土地（山林）の提供
県　　：植栽等の技術指導、３者のマッチング

《イオングループによる森づくり活動》

第４　県移管に際しての県民負担軽減策

１　第三セクター等改革推進債の活用

（１）概要

公社の公庫債務については、県と公庫が損失補償契約を締結しており、公社が弁済できない場合は、県が代わって弁済する必要がある。

第三セクター等改革推進債とは、第三セクター等の抜本的な改革に必要な経費の財源に充てる地方債の特例規定で、平成２５年度までの時限的措置となっており、公社の整理等に当たり、県はこの制度を活用して、公庫債務を一括弁済することができる。

①　対象経費

地方公共団体が借入金について損失補償を行っている法人の法的整理等（破産や民事再生手続等）を行う場合に必要となる損失補償に要する経費等

②　対象期間

平成２１年度～２５年度（一定期間内の集中的な改革を推進）

③　償還年限

原則１０年（必要に応じ１０年を超える年限を設定可能）

④　発行手続

議会の議決、総務大臣の許可

⑤　充当率

１００％

⑥　財政措置（メリット）

償還に要する支払利息の一部について特別交付税措置（毎年度の利子支払い額に０．５を乗じて得た額又は５億円のいずれか少ない額）

⑦　林業公社の活用状況

・平成２２年度　神奈川県（許可額８５億円）
・平成２３年度　群馬県　（許可額５２億円）

⑧　全国の許可実績

年　　度	H21	H22	H23	計
許可団体数	11	27	21	59
許可額（億円）	384	1,583	922	2,889

（２）本県の活用について

公社では、平成２４年８月、地裁に民事再生手続の申立てを行い、同月、地裁から手続の開始決定がなされ、同年１０月に事業再生の基本方針を明記した再生計画案を地裁に提出した。

これを受け、平成２５年１月の債権者集会において、出席者の過半数かつ総議決権額の２分の１以上の賛成で再生計画案が認可決定されることとなる。

決定した再生計画に基づき、公社は平成２５年４月に公庫に対して債務を弁済し、残債務については、県が第三セクター等改革推進債を活用して損失補償１３０億円を行う予定としている。

《債権放棄、損失補償見込額》　　単位:億円

内　訳	借　入　先		合　計
	青森県	公　庫	
債権額　A	234.5	132.4 （元 金 130.3 経過利息 2.1）	367.0
資産による 弁済額　B	7.1 (うち森林資産 6.9)	4.0	11.1
債権残額 A－B＝C	**227.5** **〈債権放棄額〉**	128.4	355.9
遅延損害金 D	―	1.6	―
損失補償額 E＝C＋D	―	**130.0** **〈損失補償額〉**	第三セクター等改革推進債活用予定額

（３）第三セクター等改革推進債の活用効果額の試算

①　公社がこのまま経営を続けた場合の将来負担利息

平成２４年３月末現在の公庫に対する借入残高は１３０．３億円で、公社がこのまま経営を続けた場合、平成６６年度まで償還が続き、その利息は４６．６億円となる。

②　活用条件の設定と効果

起債時における金融機関からの借入利率や償還年限が未定のため、現時点で確定的な軽減効果は示すことはできないが、神奈川県や群馬県の借入利率などを勘案し、平成２５年に１３０億円を年利１．０％で借入れし、１０年の元利均等償還として条件を設定すると、支払利息は７．２億円となり、これに５０％の特別交付税措置がなされた場合、３．６億円が実質的な支払利息となる。

このため、①の将来負担利息４６．６億円から実質的な支払利息３．６億円を差し引くと、その活用効果額は４３億円と試算される。

（４）遅延損害金の減免要請

遅延損害金は、県と公庫が締結している損失補償契約において、民事再生手続申立てから公庫の損失が確定するまでの期間に係る県が公庫に補償すべき利息相当分で、現契約では１０ヶ月分（平成２５年６月まで）とされているが、県はこれを、公社が公庫に弁済するまでの８ヶ月分（平成２５年４月まで）に短縮するよう公庫と交渉して遅延損害金を削減（約０．３４億円）させ、更なる県民負担の軽減を図るべきである。

現行の公庫資金償還グラフ
（H24年３月末現在）

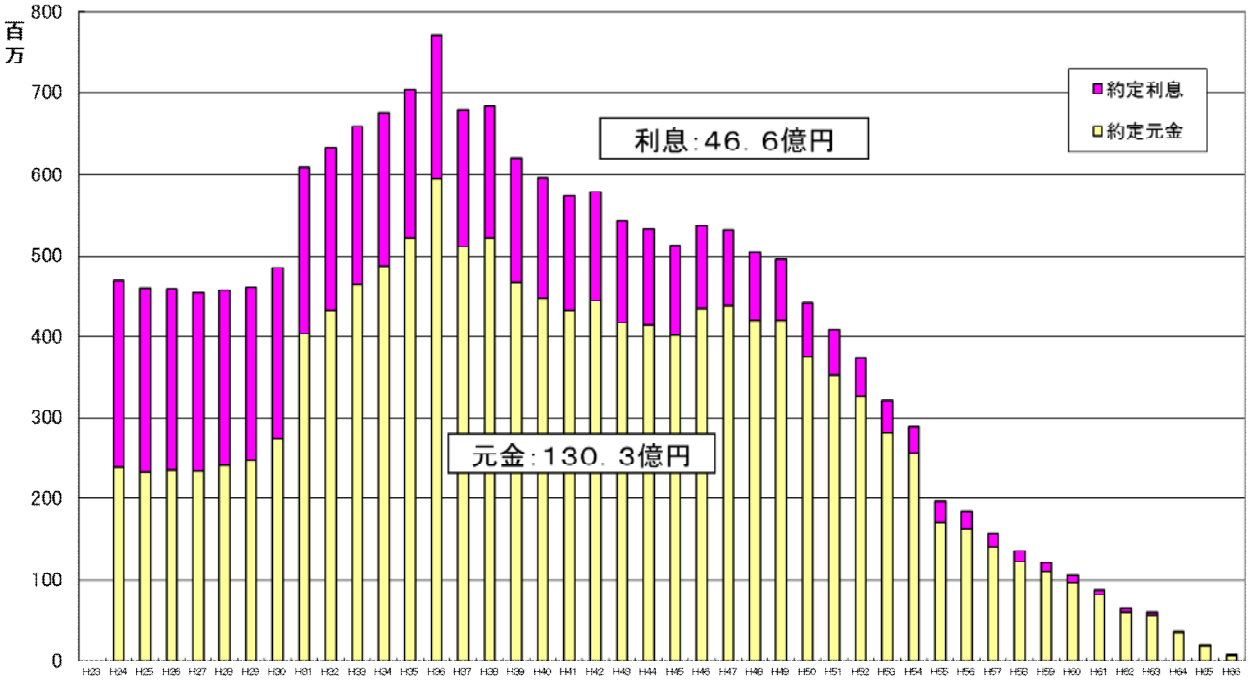

特例債活用後の償還グラフ
（試算条件：H25年に起債、推定年利1.0%、10年元利償還、特別交付税措置率50%）

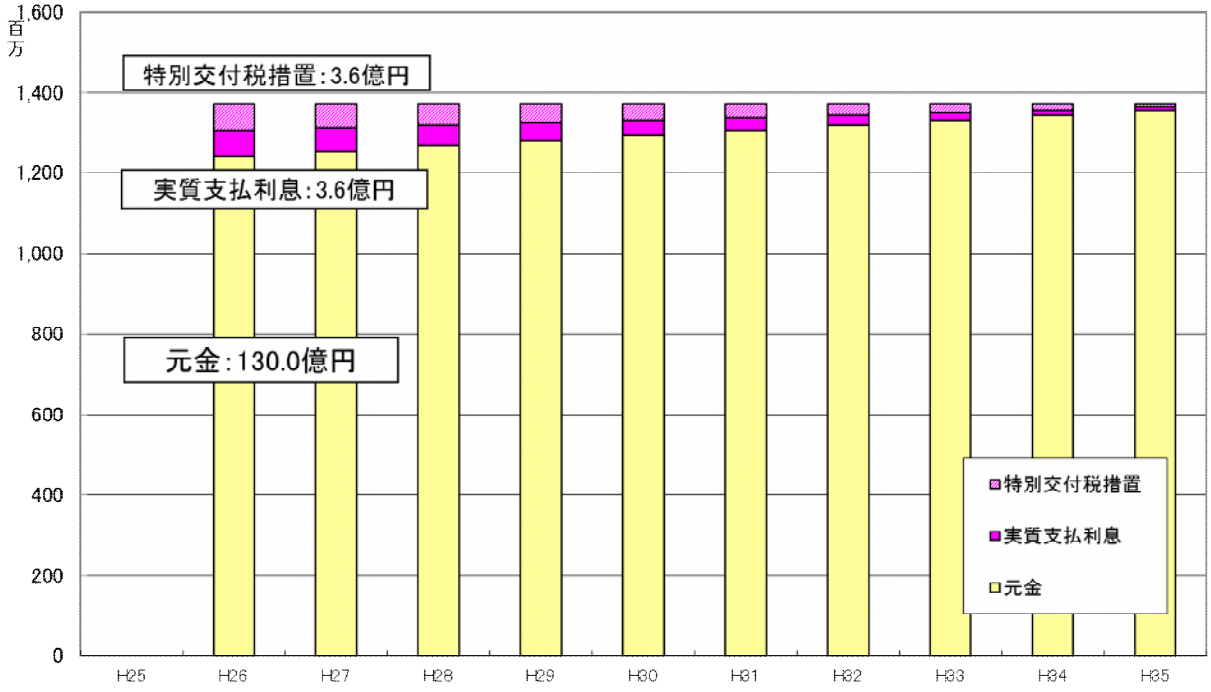

三セク債活用効果額　43.0 億円

（将来負担利息 46.6 億円－実質支払利息 3.6 億円）

２　分収割合の見直し

（１）同意取得の取組み

「社団法人青い森農林振興公社経営検討委員会」においては、「経費に応分の負担を求める視点」を中心に他県の状況も加えて総合的に検討した結果、県民負担を可能な限り低減する観点から、これまでの６対４の分収割合を、個人、共有地等は７対３、市町村や財産区などの公有地は８対２に見直しするための「分収割合の変更同意」を得る作業を契約者の理解を得ながら進めることとの提言があったことから、県と公社では同意を得る作業を現在進めている。

また、分収造林事業の県移管に当たり、分収造林契約における公社の地位を県が承継するため、契約者から「権利義務の承継同意」を得る作業も併せて進めている。

《同意状況（平成 24 年 11 月 15 日現在）》

・分収割合の変更同意
　全契約件数１，３１０件に対して９１１件の同意（同意率７０％）
・権利義務の承継同意
　全契約件数１，３１０件に対して１，２６５件の同意（同意率９７％）

（２）分収割合の見直し効果

公社が民事再生手続の申立てに伴い、森林資産額を算出した公社資産評価報告書における分収対象額は３７．６億円で、その６割分となる収入額は２２．６億円と試算されている。

これが個人、共有地等は７割、市町村や財産区は８割に見直しされると、県収入額は２７．７億円となり、５．１億円の県民負担軽減効果が見込まれる。

なお、これは現時点における試算額で、県移管後に取り組む収入増加対策や支出抑制対策を進めることにより、更に県民負担の軽減効果を得るよう努めるべきである。

《資産評価結果と分収金額》　　単位：億円

分収割合	支　出（事業費）a	収　入（販売額・補助金）b	負担額 c	分収対象額 d	分収対象額 分収交付金 e	分収対象額 収入 f	純収益 g=f-c
６：４	61.6	88.8	10.4	37.6	15.0	22.6	12.2
７：３（８：２）	61.6	88.8	10.4	37.6	9.9	27.7	17.3
収支効果額	－	－	－	－	▲5.1	5.1	5.1

第５　県民環境林の収支予測

１　公社資産評価結果に基づく収支試算

公社資産評価報告書において公社が試算した収支では、収入として主伐や間伐における木材販売収入や造林補助金の８８．８億円、支出として利用間伐の生産経費や除伐等の保育経費、人件費等管理費の６１．６億円となっており、主伐や間伐時に生じた収益から分収造林契約者に対する分収交付金を交付すると、最終的な純収益は１２．２億円となる。

同報告書による単年度収支では、引き続き間伐等の経費がかかるため、収入より支出が上回る状況が今後１０年程度続くが、平成３６年度以降は主伐が始まることから黒字に転じ、平成５０年度以降は保育も終了することから、管理費以外の経費はかからず、以降、経営が終了する平成６８年度まで、黒字収入が続くものと見込まれている。

また、累計収支でみると、平成４７年度から、販売額等の収入の累計が県移管以降に要する経費を上回ることになる。

《公社資産評価結果報告における収支》

【収入】　単位：千円

内　　容		金　　額（税込）	備　　考
販売額	主 伐	3,318,115	
	間 伐	2,853,405	
	計	6,171,520	
造林補助金	間伐分	2,237,077	
	保育分	474,978	
合　　計(A)		8,883,579	保育分補助金を控除した収入計 8,408,598(B)

【支出】　単位：千円

内　　容	金　　額（税込）	備　　考
間 伐 事 業(C)	4,689,082	うち補助残負担額 39,634(D)
保 育 事 業(E)	931,336	うち補助残負担額 456,357
管　理　費 (F)	539,862	人件費(課税対象外)、事務費
合　　計(G)	6,160,281	

【差引等】　単位：千円

内　　容	金　　額（税込）	備　　考
分収対象額(H)	3,759,153	(B)－(C)＋(D)
分収交付金(I)	1,503,660	(H)×40％
純 収 益	1,219,638	(A)－(G)－(I)

《公社資産評価結果における収支グラフ》

■　単年度収支

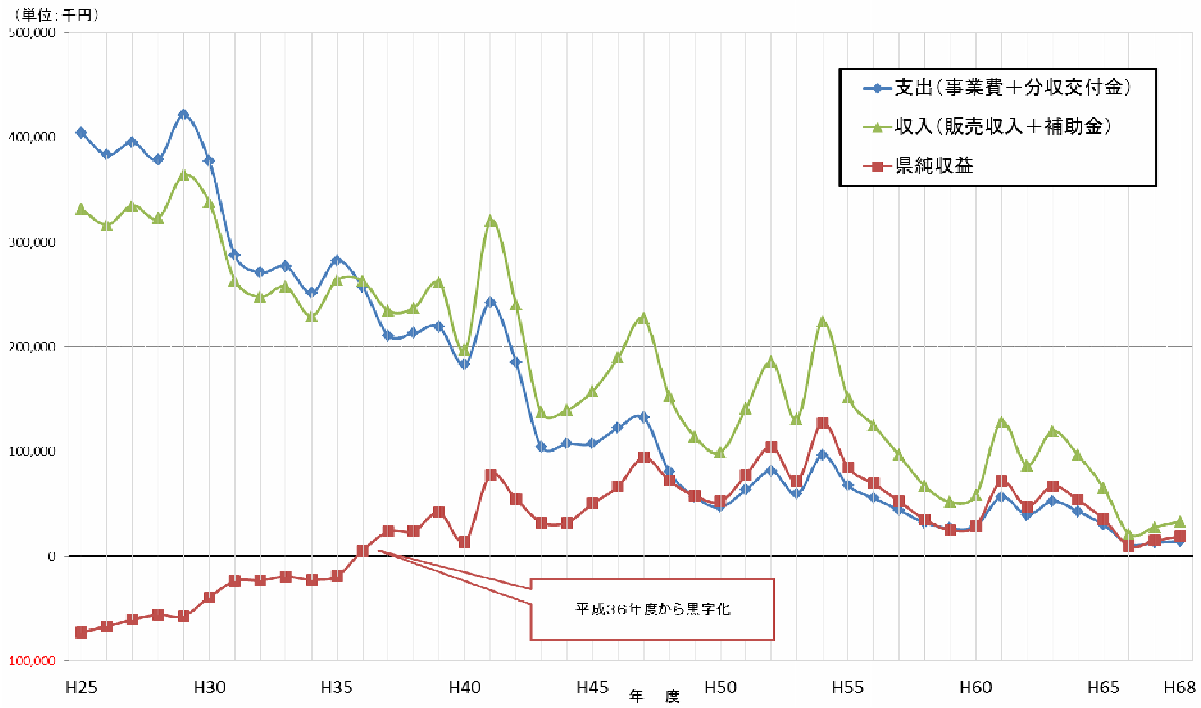

■　累計収支

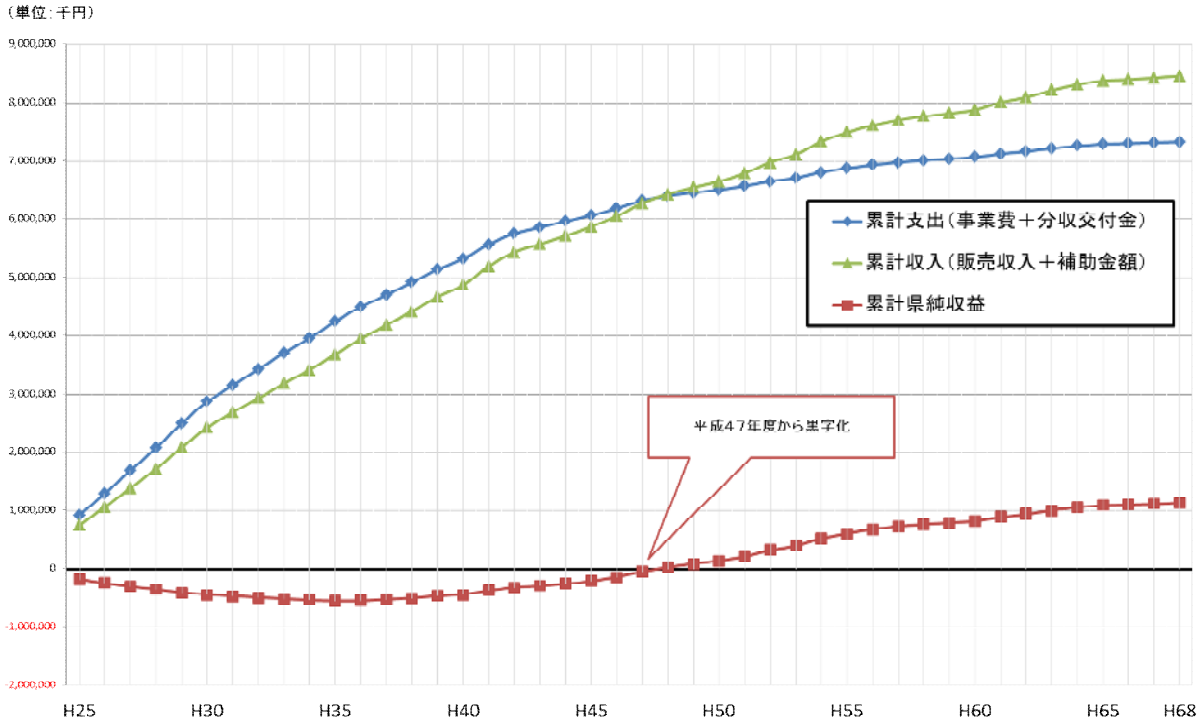

２　県民環境林の収支予測

（１）収支予測の検証項目

公社が試算した収支は、分収造林事業の法的整理に向けて現在の価値を把握するために、路網等の生産条件を現状のまま固定して行われたものである。

今後、生産コストの低減等に取り組んでいく県民環境林については、現在検討している収入増加対策や支出抑制対策の効果を検証し、経営の方向を明確にするため、次の項目を選定し収支予測を行った。

①　木材価格の変動による影響
②　高性能林業機械の導入による効果
③　路網の整備による効果
④　分収割合の見直しによる効果

（２）収支予測に当たっての基本的な考え方

収支予測に当たっては、上記①～④に関する条件や因子の変化に伴う収支の増減を算出し、コスト削減効果等を検証した。

算出に当たっては、公社の資産評価の方法を参考に、契約地１０，２１５ヘクタールのうち防風帯や保護樹帯、作業道路敷地を除外した９，８９８ヘクタールを対象に、林地の状況に応じて細かい算出単位（６，０１０単位）に区分し、その算出単位ごとに、今後必要となる除伐や枝打ちなどの保育経費や利用間伐経費、維持管理経費、木材販売収入、補助金収入、契約者に対する分収交付金を算出した。

保育や利用間伐の実施時期については、これまでの公社による整備内容との継続性を図る観点から、公社の育林施業基準に基づき試算することとした。

この基準は、公社が経営改善に向けた取組の一つとして、保育作業回数等の見直しを行った際の基準で、林木の生長に影響を及ぼさない範囲での必要最小限の施業回数となっている。

なお、今後段階的に消費税率が引き上げられることとなっているが、今回の試算は将来にわたって消費税率を５％に固定して計算した。なお、公社資産評価時においても同様に５％に固定して計算している。

《公社における育林施業基準》

林　齢	１３	１８	２４	３０	３６	５５
施　業 内　容	・除伐 （刈払機） ・枝打ち （２m以下）	・除伐 （チェンソー） ・枝打ち （２～４m）	・除伐 （チェンソー）	・利用間伐 （１回目） 間伐率 30%	・利用間伐 （２回目） 間伐率 30%	・主伐

（３）木材価格の変動による影響

①　収支予測の基本パターン

県民環境林に生育しているスギ等の樹種ごとに、公社資産評価時（平成２４年６月に試算、過去５ヶ年の県内平均市場単価を適用）の単価と、それに比べて１０％下落した場合、１０％、２０％、５０％上昇した場合の５パターンの単価を設定し、木材価格の変動がどのように収支に影響するのかを検証した。

なお、２０％上昇した場合のスギの価格１０，５００円は平成１６～１７年頃、５０％上昇した場合のスギの価格１３，１００円は平成１３～１４年頃の価格水準である。

《収支予測の単価表》　　単位：円/m³

樹種区分	パターン１ (−10%)	パターン２ (資産評価時)	パターン３ (+10%)	パターン４ (+20%)	パターン５ (+50%)
スギ (81.8%)	7,800	8,722	9,600	10,500	13,100
アカマツ クロマツ (15.6%)	6,900	7,663	8,400	9,200	11,500
カラマツ トドマツ (2.3%)	8,700	9,711	10,700	11,700	14,600
ヒバ (0.2%)	22,000	24,412	26,900	29,300	36,600

②　具体的な算出手法

各々の算出単位（６，０１０単位）ごとに、収入として木材販売収入（間伐や主伐）や間伐等の補助金収入、支出として間伐等の保育作業費、管理費を算出して、収入から支出を差し引いて分収対象額を算出し、更に契約者に対する分収交付金を控除して、純収益を試算した。

なお次ページに、現在の分収林の平均林齢である２８年生の契約地における計算例を示した。

【計算例】　契約番号●●●、平内町大字東田沢字●●地内、共有地
スギ植栽、林齢２８年、契約面積５．８０ha、地位級３

地位級は林地の生産力を示す指標で、生育状況が良好な順に１～５までに区分して表示し、地位級３は中庸の生産力の林地の上記契約地について、施業基準に基づき３０年及び３６年時点で利用間伐、５５年時点で主伐を実施した場合の計算例である。

１　収　入

（１）主伐販売収入

主伐は立木での販売とし、その販売額は想定する市場販売額から、伐採作業や運搬費等を控除して算出

①市場販売額

5.80ha×598.93m³/ha×**単価 9,038 円/m³**＝31,396 千円

※　資産評価時の単価 8,722 円は、約６千件全体の加重平均単価。主伐の場合は良材が多いため高めの単価となる一方、間伐の場合は、低質材の割合が多いため、単価は安くなる。

②伐採作業費等

5.80ha×598.93m³/ha×8,413 円/m³＝29,225 千円

③立木販売額（①－②）＝2,171 千円

（２）間伐（３０年生）販売収入

5.80ha×30.39m³/ha×**単価 5,710 円/m³**＝1,006 千円

（３）間伐（３６年生）販売収入

5.80ha×40.37m³/ha×**単価 6,051 円/m³**＝1,417 千円

（４）間伐補助金（補助率 51%）

①　1,751 千円×51%＝893 千円（３０年生）

②　1,874 千円×51%＝955 千円（３６年生）

収入計＝（１）＋（２）＋（３）＋（４）＝6,442 千円

２　支　出

（１）間伐（３０年生）作業費　301,848 円/ha×5.80ha＝1,751 千円

（２）間伐（３６年生）作業費　323,087 円/ha×5.80ha＝1,874 千円

支出計＝（１）＋（２）＝3,625 千円

３　負担額

（１）管理費　契約終了（主伐年度）までに要する管理費

平均管理費 3,298 円/ha・年×5.80ha×管理年数 28 年＝536 千円

４　分収対象額（収入－支出）＝2,817 千円

５　分収交付金（分収対象額×40%）＝1,126 千円

６　純収益　2,817 千円－536 千円－1,126 千円＝1,155 千円

《平内町東田沢地内の収支計算例まとめ》　　単位：千円

項　目	収入 （販売額･補助金） 1	支出		分収対象額			純収益 7=(6-3)
		事業費等 2	負担額 3	4=1+2+3	分　収 交付金 5=4*0.4	収入 6=4-5	
主 伐	2,171	－	－	2,171	868	1,303	1,303
間 伐 30 年生	(販)1,006 (補)　893	▲1,751	－	148	59	89	89
間 伐 36 年生	(販)1,417 (補)　955	▲1,874	－	498	199	299	299
管理費	－	－	▲536	－	－	－	▲536
収 支	6,442	▲3,625	▲536	2,817	1,126	1,691	1,155

③　算出結果と課題等

②の計算例に基づき、パターン１～５について計算した結果、次のとおりとなる。

《木材価格の変動による影響額》　　単位：億円

区　分	収　支　予　測				
	パターン１ (-10%)	パターン２ (資産評価時)	パターン３ (+10%)	パターン４ (+20%)	パターン５ (+50%)
純収益	1.8 (15%)	12.2	27.2 (223%)	43.0 (352%)	97.5 (799%)
収支効果額	▲10.4	－	+15.0	+30.8	+85.3

木材価格が仮に１０％下落した場合、純収益は１０．４億円減少し、１０分の１程度となる一方、木材価格が１０％上昇した場合の純収益は１５億円、２０％上昇した場合は３０．８億円、５０％上昇した場合は８５．３億円の増加となり、これらの結果から、木材価格の変動がその収支に極めて大きな影響があることが分かる。

《課題等》

木材価格は、国内外の景気や為替の動向等、各種の要因が複雑に関連していることから、県民環境林における取組だけで価格を上昇させることは困難ではあるが、少なくとも行政関係部局においては、木材価格を上昇させる、あるいはこれ以上木材価格を下落させない観点から、各種の対策に取り組んでいく必要がある。

（４）高性能林業機械の導入による効果

①　具体的な算出手法

公社資産評価における収支は、これまでの施業方法を踏襲し、チェンソーによる林木の伐倒、伐倒した林木をトラクターで集材、集材した林木をチェンソーで枝払いや玉切りを行うという、主として人力施行による作業方法で積算していた。

今後、森林整備を行うに当たっては、林道や土場などで集材した材の枝払いと玉切りを行うプロセッサや、その材を積み込んで運搬する集材用の車両であるフォワーダなどの高性能林業機械により各種作業を行うこととし、委託に当たっても高性能林業機械を活用した積算手法で積算・発注することを想定し、試算した。

《高性能林業機械を導入した場合の比較》

公社資産評価	収支予測
・人力を主体とした従来の方式による作業の実施を想定 ①伐倒・枝払い(チェンソー) ②集材(トラクター) ③玉切り(チェンソー)	・高性能林業機械の導入による作業の実施を想定 ①伐倒(チェンソー) ②枝払い・玉切り(プロセッサ) ③集材(フォワーダ)
【標準的な作業経費の試算例】 ① 伐木・造材 195 千円 ② 集材 88 千円 ③ 椪積 16 千円 ④ 検測 9 千円 ⑤ 機械運搬費 126 千円 ⑥ 諸経費 85 千円 計 519 千円 （35m³/ha の利用間伐を想定し、公社歩掛により算定）	【標準的な作業経費の試算例】 ① 伐木・造材 97 千円 ② 集材 82 千円 ③ 椪積 16 千円 ④ 検測 9 千円 ⑤ 共通仮設費 15 千円 ⑥ 間接費 68 千円 計 287 千円 （35m³/ha の利用間伐を想定、国の標準工程による歩掛で算定。平成 23 年度以降、造林補助金の標準単価に適用）

《プロセッサによる枝払い、玉切り作業状況》

②　算出結果と課題等

高性能林業機械を導入した場合について、計算した結果、次のとおりとなる。

《高性能林業機械の導入による効果額》

単位：億円

区　分	収　支　予　測				
	パターン１ (−10%)	パターン２ (資産評価時)	パターン３ (+10%)	パターン４ (+20%)	パターン５ (+50%)
高性能林業機械導入前の純収益(A) ※Ｐ28と同数値	1.8	12.2	27.2	43.0	97.5
高性能林業機械導入後の純収益(B)	12.9 (717%)	29.0 (238%)	47.9 (176%)	67.9 (158%)	129.8 (133%)
収支効果額 (B)−(A)	**+11.1**	**+16.8**	**+20.7**	**+24.9**	**+32.3**

※　収支効果額は、各々の木材価格帯における高性能林業機械導入前と後の純収益を比較した額である。

各々の木材価格帯における高性能林業機械導入前と後の純収益を比較した結果、公社資産評価時の価格では分収林全体で１６．８億円増加し、１０％上昇した場合は２０．７億円、２０％上昇した場合は２４．９億円、５０％上昇した場合は３２．３億円の増加となる。

《課題等》

高性能林業機械の導入により、林業生産性の向上による経費の削減だけでなく、作業の省力化や労働強度の軽減、安全作業の確保等、様々な効果を発揮することから、県においては森林組合や林業事業体における高性能林業機械の導入をさらに推進する必要がある。

県民環境林の森林整備においても、高性能林業機械の活用を図るとともに、これを効率的に活用できるよう、低コスト作業システムの構築や森林の団地化・集約化、路網整備等の基盤整備に併せて取り組む必要がある。

（５）路網整備による効果

①　具体的な算出手法

木材を集材してトラックが運搬可能な土場までの集材距離は、現状で最短５０ｍから最長５，０００ｍ、平均で６９０ｍとなっている。

ここに路網が新たに開設されることによる効果を検証するため、平均集材距離が４００ｍ、２００ｍ、１００ｍとなった場合の３パターンで試算した。

なお、集材距離の長短は作業工程上、次のとおり１日あたりの集材回数（１日あたりの集材量）に影響するものである。

【集材回数、集材量の算出方法】

集材にあたり高性能林業機械のフォワーダの使用を想定。フォワーダは玉切りした丸太を荷台に積み込み、運搬するための集材用車両

（ア）フォワーダの速度　往路分速 67m（時速 4km）、復路分速 133m（時速 8km）
（イ）１回の集材量　　4.38m³（4t 積み）
（ウ）集材工程及び作業時間
　①　材の積み込み　　15 分
　②　土場へ運搬　　Ｘ分（集材距離÷集材機の速度で計算）
　③　荷卸し　　15 分
　④　作業地へ引き返す　Ｙ分（集材距離÷集材機の速度で計算）
（エ）１日６時間（360 分）稼働

《フォワーダによる丸太運搬状況》

1　集材距離 690mの場合（フォワーダ）

（1）集材時間

①15 分＋②690m÷67m/分＋③15 分＋④690m÷133m/分＝46 分

（2）１日の集材回数

360 分÷46 分＝7.83 回

（3）１日の集材量

7.83 回×4.38m^3＝34.30m^3/日

2　集材距離 400mの場合

（1）集材時間

①15 分＋②400m÷67m/分＋③15 分＋④400m÷133m/分＝39 分

（2）１日の集材回数

360 分÷39 分＝9.23 回

（3）１日の集材量

9.23 回×4.38m^3＝40.43m^3/日

3　集材距離 200mの場合

（1）集材時間

①15 分＋②200m÷67m/分＋③15 分＋④200m÷133m/分＝34 分

（2）１日の集材回数

360 分÷34 分＝10.59 回

（3）１日の集材量

10.59 回×4.38m^3＝46.38m^3/日

4　集材距離 100mの場合

（1）集材時間

①15 分＋②100m÷67m/分＋③15 分＋④100m÷133m/分＝32 分

（2）１日の集材回数

360 分÷32 分＝11.25 回

（3）１日の集材量

11.25 回×4.38m^3＝49.28m^3/日

※参考

5　集材距離 690m（トラクター集材、公社歩掛より）

（1）１日の集材回数（700m の場合）

10.00 回

（2）１回当たりの集材量（平均胸高直径 34cm、針葉樹）

2.05m^3

（3）１日の集材量

10.00 回×2.05m^3＝20.50m^3/日

《トラクターによる集材状況》

② 算出結果と課題等

平均集材距離が短縮された場合について、計算した結果、次のとおりとなる。

《高性能林業機械導入＋路網整備による効果額》

単位：億円

平均集材距離		収　支　予　測				
		パターン１ (−10%)	パターン２ (資産評価時)	パターン３ (+10%)	パターン４ (+20%)	パターン５ (+50%)
高性能林業機械導入前 ※Ｐ28 と同数値		1.8	12.2	27.2	43.0	97.5
路網整備効果	690m (現状の路網) ※Ｐ30 と同数値	12.9	29.0	47.9	67.9	129.8
	400m	14.2 (109%)	31.5 (109%)	51.4 (107%)	72.0 (106%)	134.2 (103%)
		+1.3	**+2.5**	**+3.5**	**+4.1**	**+4.4**
	200m	16.3 (126%)	34.3 (118%)	54.5 (114%)	75.2 (111%)	137.3 (106%)
		+3.4	**+5.3**	**+6.6**	**+7.3**	**+7.5**
	100m	17.5 (136%)	35.8 (123%)	56.0 (117%)	76.7 (113%)	138.9 (107%)
		+4.6	**+6.8**	**+8.1**	**+8.8**	**+9.1**

※　上段は純収益、下段は収支効果額

各々の木材価格帯における平均集材距離のパターンにより純収益を比較した結果、公社資産評価時の価格においては４００ｍで２．５億円、２００ｍで５．３億円、１００ｍで６．８億円の収支効果があるという結果になった。

《課題等》

路網を有機的に連結し、森林整備を集約的に行うことは今後不可欠で、より積極的に路網開設に努める必要があるが、開設に当たっては多額の経費を伴うこととなる。

よって、費用対効果を見極め、より自己負担の少ない補助事業の活用や国に対する事業要望、他の民有林も取り込んだ路線選定による相乗効果の発揮等を図る必要がある。

（６）分収割合の見直しによる効果

① 具体的な算出手法

これまでの各種効果の試算結果について、現在進めている分収割合の見直し協議により、契約者全員から同意が得られた効果を検証した。

《分収割合の見直し方針》

区　分	公社資産評価	収支予測（見直し後）
県(公社)：契約者	全ての契約者　６：４	個人、共有地、法人等　７：３ 市町村、財産区　８：２

② 算出結果と課題等

分収割合の見直しが全て行われた場合を計算した結果、次のとおりとなる。

《高性能林業機械導入＋路網整備＋分収割合の見直しによる効果額》

単位：億円

平均集材距離		収　支　予　測				
		パターン１ (−10%)	パターン２ (資産評価時)	パターン３ (+10%)	パターン４ (+20%)	パターン５ (+50%)
当初試算額 ※Ｐ28 と同数値		1.8	12.2	27.2	43.0	97.5
690m 現状	見直し前	12.9	29.0	47.9	67.9	129.8
	見直し後	17.1	36.3	58.7	82.5	156.0
	差引	**+4.2**	**+7.3**	**+10.8**	**+14.6**	**+26.2**
400m	見直し前	14.2	31.5	51.4	72.0	134.2
	見直し後	18.7	39.2	62.9	87.4	161.2
	差引	**+4.5**	**+7.7**	**+11.5**	**+15.4**	**+27.0**
200m	見直し前	16.3	34.3	54.5	75.2	137.3
	見直し後	21.2	42.6	66.5	91.1	164.9
	差引	**+4.8**	**+8.3**	**+12.0**	**+15.9**	**+27.6**
100m	見直し前	17.5	35.8	56.0	76.7	138.9
	見直し後	22.6	44.3	68.4	93.0	166.8
	差引	**+5.1**	**+8.5**	**+12.4**	**+16.3**	**+27.9**

公社資産評価時の木材価格で、平均集材距離が現状の場合、２９．０億円から３６．３億円となり７．３億円の収支効果があるという結果となった。

《課題等》

現在の分収割合変更同意率は７０％で、約３分の２の契約者からの同意は得られたところである。

不同意の意向を示している契約者に対して、今後とも丁寧に説明の上、理解を求め、引き続き分収割合見直しの取組を進める必要がある。

３　収支予測のまとめ

単位：億円

内　容	収　支　予　測				
	パターン１ (−10%)	パターン２ (資産評価時)	パターン３ (+10%)	パターン４ (+20%)	パターン５ (+50%)
《公社試算値》 ・高性能林業機械が未導入 ・平均集材距離 690m（現状値） ・分収割合 6:4	−	12.2	−	−	−
《目標値》 ・高性能林業機械を導入 ・平均集材距離 400m ・分収割合 7:3(8:2)に 100%の同意	18.7	39.2	62.9	87.4	161.2
	+6.5	+27.0	+50.7	+75.2	+149.0
《参考》 各パターンにおけるスギ木材価格	7,800 円/m^3	8,722 円/m^3	9,600 円/m^3	10,500 円/m^3	13,100 円/m^3

※　各５パターンの収支の推移グラフはＰ３７～Ｐ４１のとおり

分収割合の見直しによる県民負担軽減策や路網整備による集材距離の短縮、高性能林業機械の導入による作業の低コスト化等、個々の取組みは有効であるとともに、これら個々の取組みを総合的に進めることにより相乗効果を発揮させることが必要である。

そこで、県は県民環境林の整備に当たり高性能林業機械を活用し、路網整備は費用対効果を勘案の上、当面は現状の平均６９０ｍの集材距離を平均４００ｍ程度まで短縮するように取り組み、分収割合の見直しについては１００％の同意を得るよう努める必要がある。

これを実行し、木材価格が現状のままで推移するとした場合、純収益は３９．２億円となり、先の公社資産評価時の純収益１２．２億円に比べると２７億円の増収効果を生むこととなる。

また、仮に木材価格が１０％上昇した場合の純収益は６２．９億円、２０％の場合は８７．４億円、５０％の場合は１６１．２億円となり、公社資産評価時の純収益に比べると各々５０．７億円、７５．２億円、１４９億円の効果が得られると予測される。

なお、現在の公社債務約３６０億円の全てを償還可能となるのは、スギの価格が約８，７００円から１３１％上昇した場合、額にして１１，４００円上昇し、約２０，１００円になった場合である。

また、木材価格が収支に大きく影響することから、木材需要の掘り起こしを図る等、木材価格の上昇に向けて市町村や業界・団体、さらには消費者と一体となった取組みを進めることが必要である。

なお、分収造林事業は平成６８年度までの超長期スパンの経営が今後も続くことから、社会経済状況の変化に対応し、おおむね５年程度のサイクルで収支試算を再検証し、計画の見直しを適宜行うとともに、ホームページ等の広報媒体を活用するなどにより、県民の意見や理解を得ながら進めていくべきである。

《パターン１》

試算条件：①木材価格：－１０％、②高性能林業機械：導入、③集材距離：４００ｍ、
④分収割合の見直し同意率１００％

■　単年度収支

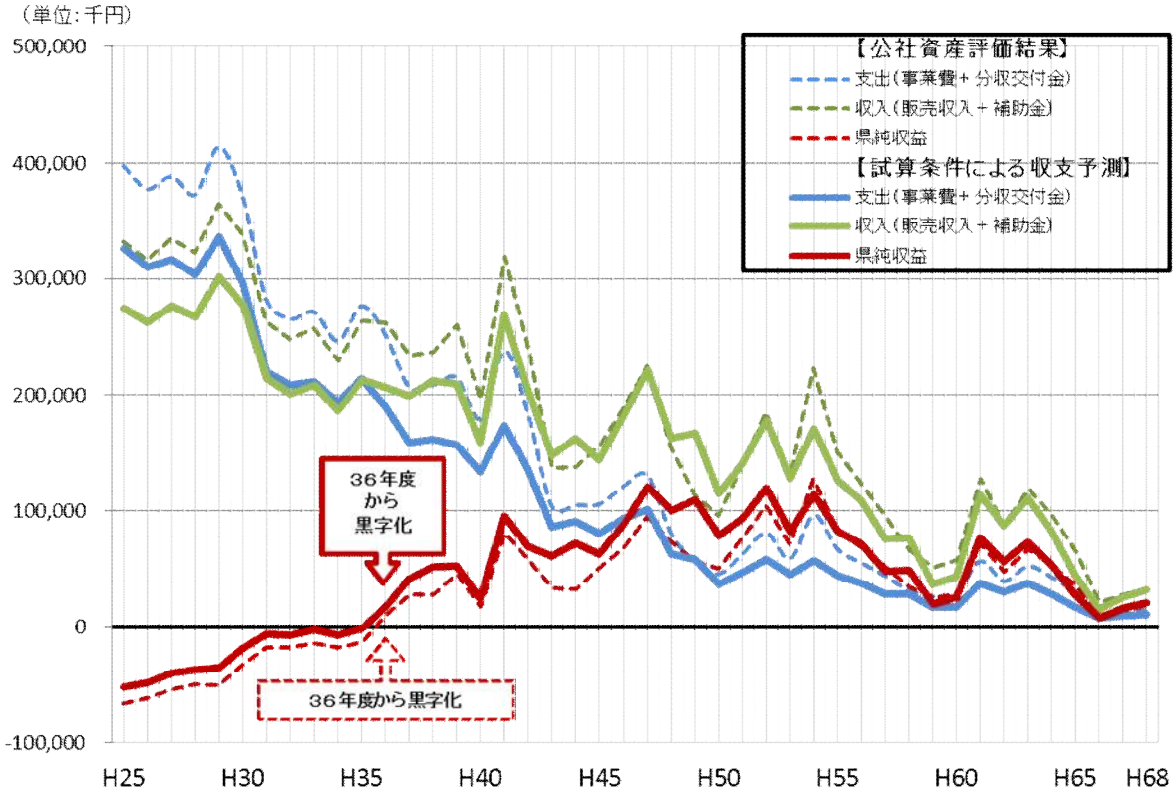

■　累計収支

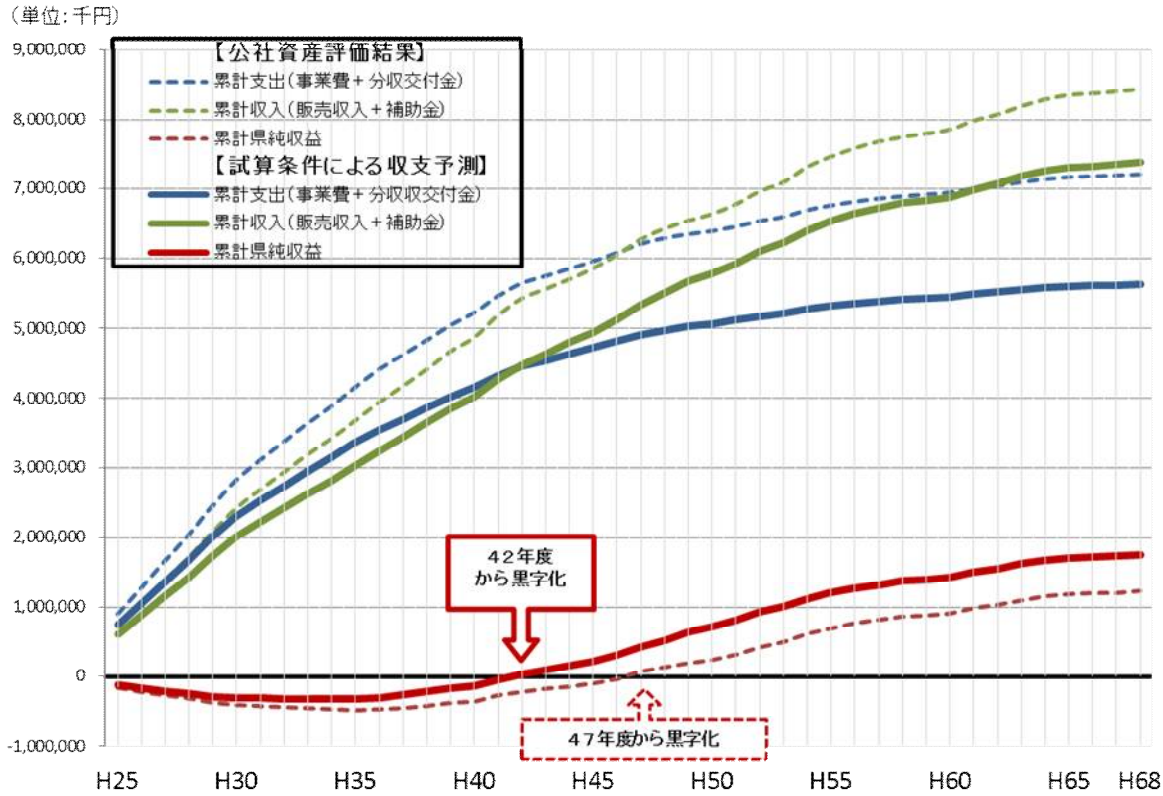

《パターン２》

試算条件：①木材価格：現状維持、②高性能林業機械：導入、③集材距離：４００ｍ、
④分収割合の見直し同意率１００％

■　単年度収支

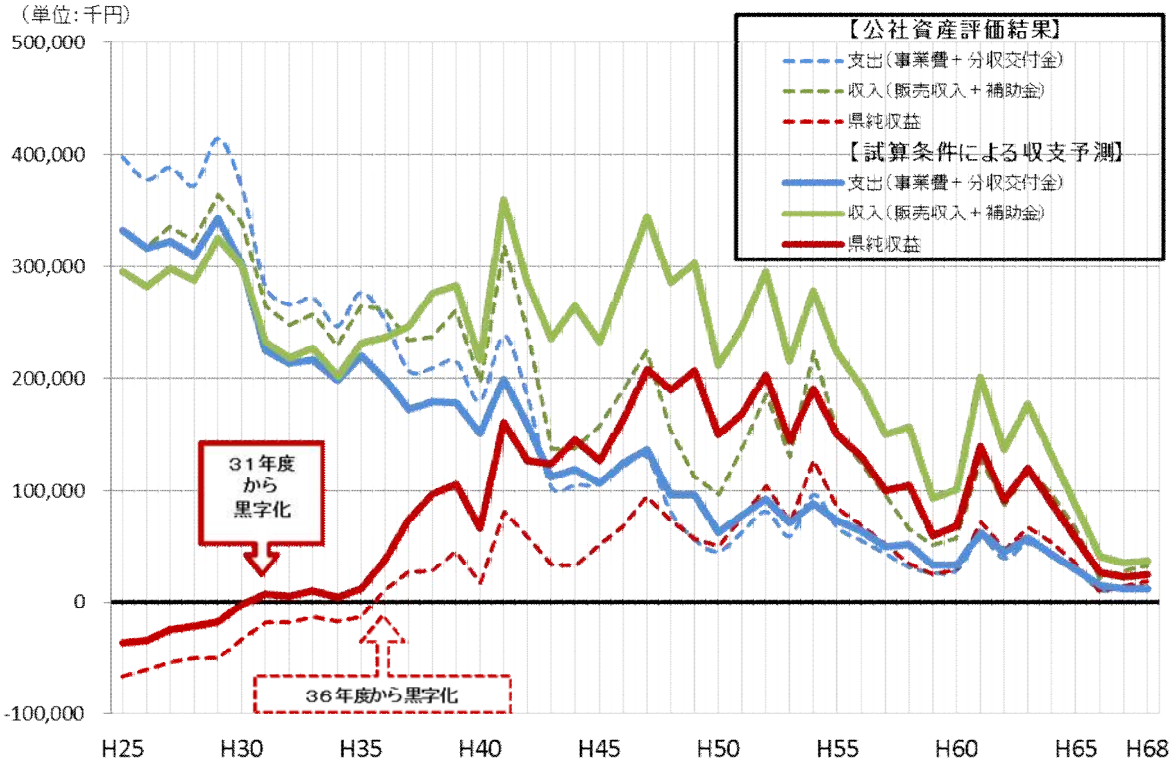

■　累計収支

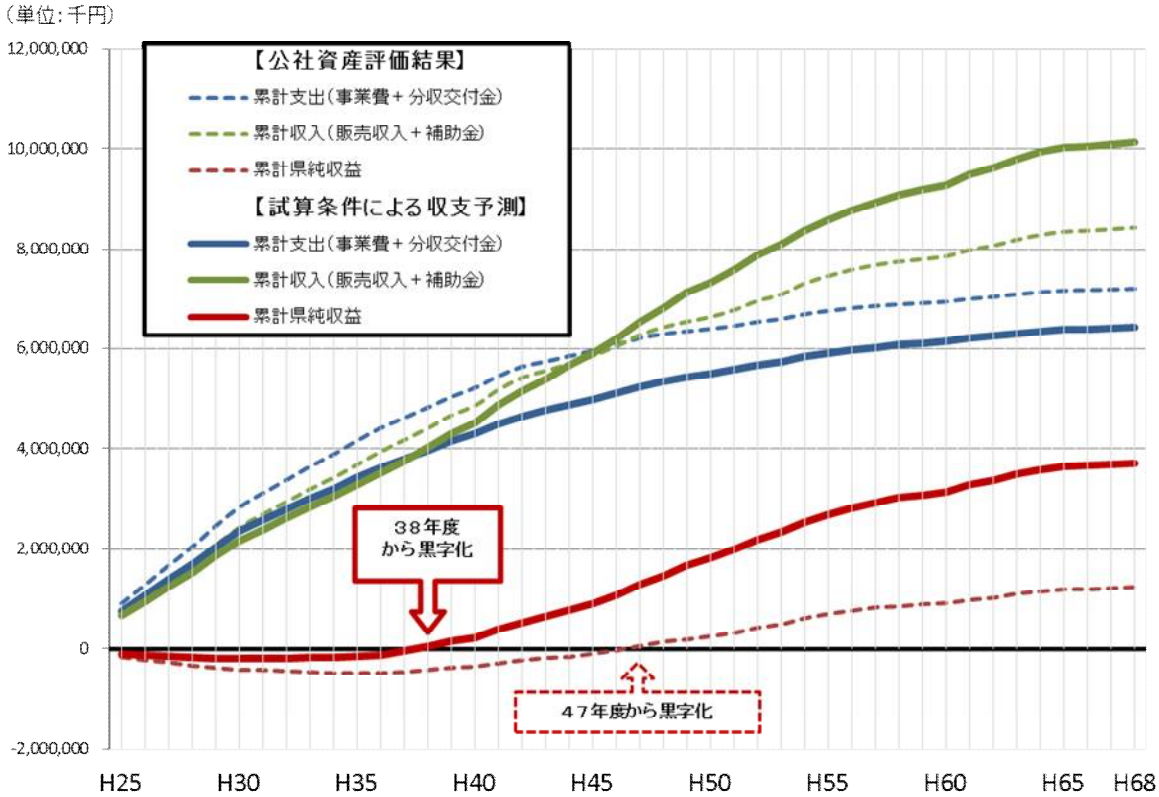

《パターン３》

試算条件：①木材価格：＋１０％、②高性能林業機械：導入、③集材距離：４００ｍ、
④分収割合の見直し同意率１００％

■　単年度収支

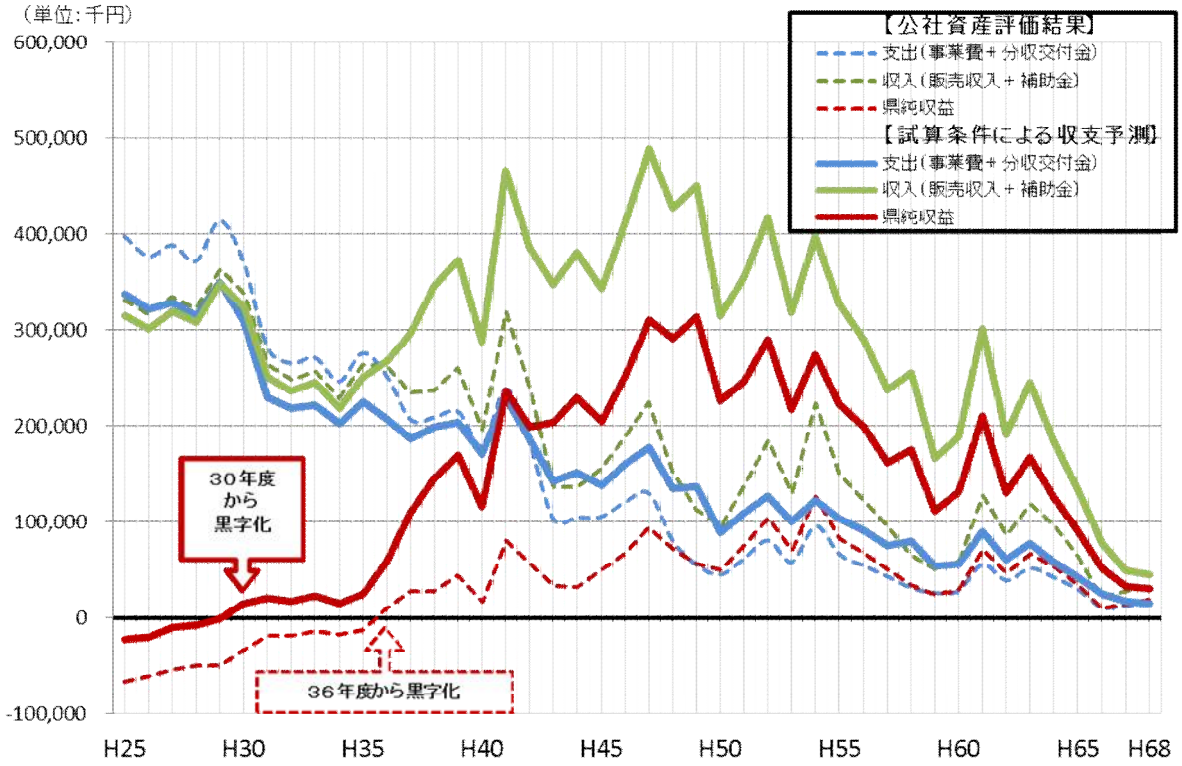

■　累計収支

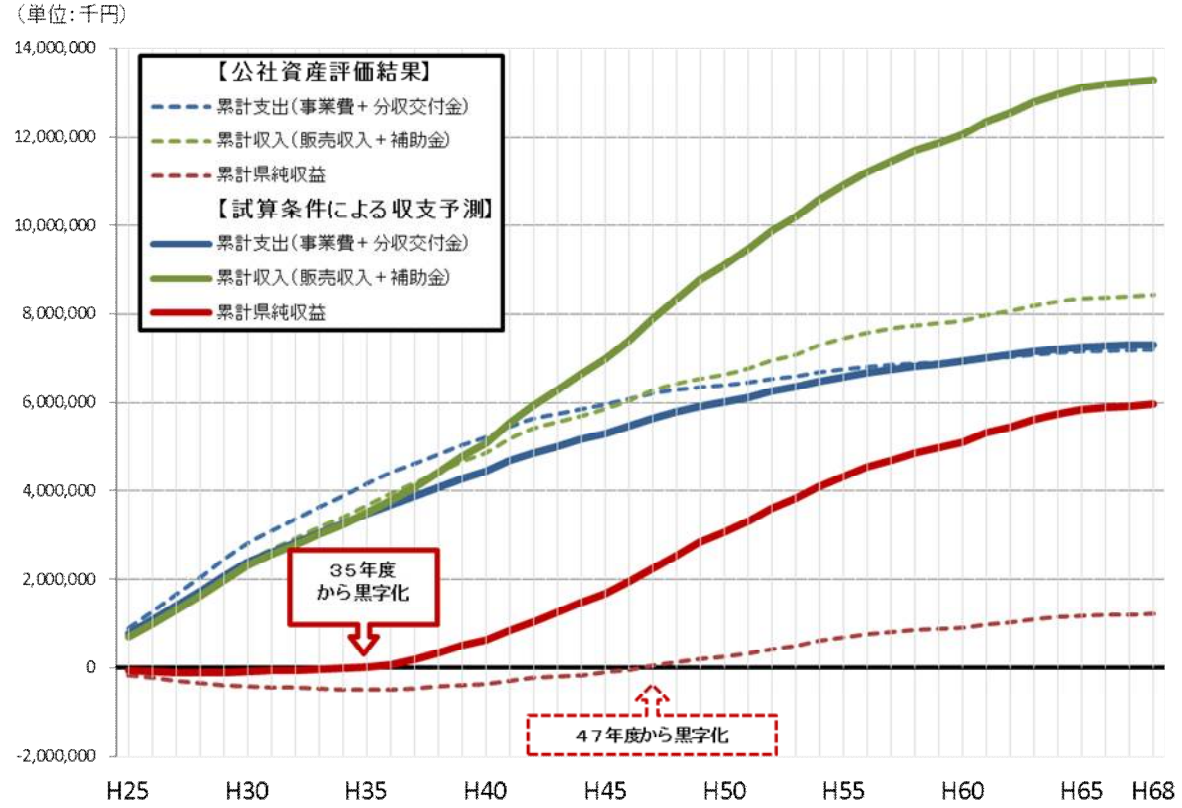

《パターン４》

試算条件：①木材価格：＋２０％、②高性能林業機械：導入、③集材距離：４００ｍ、
④分収割合の見直し同意率１００％

■　単年度収支

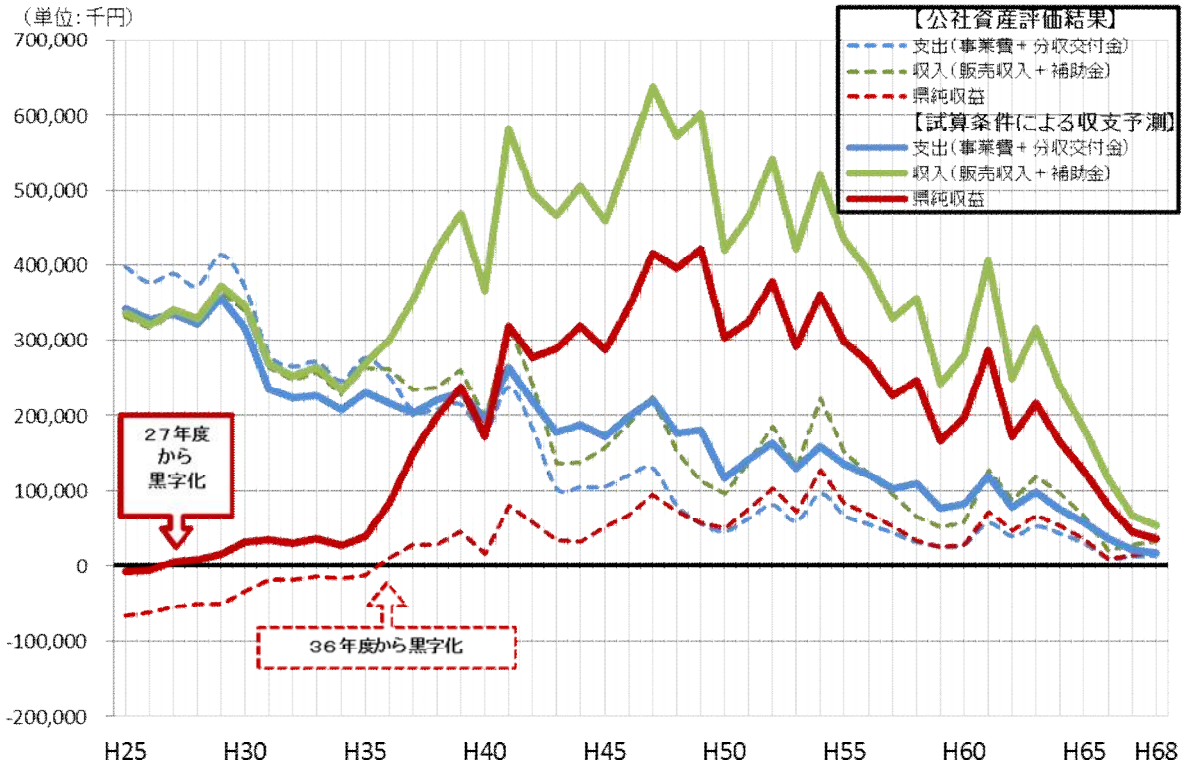

■　累計収支

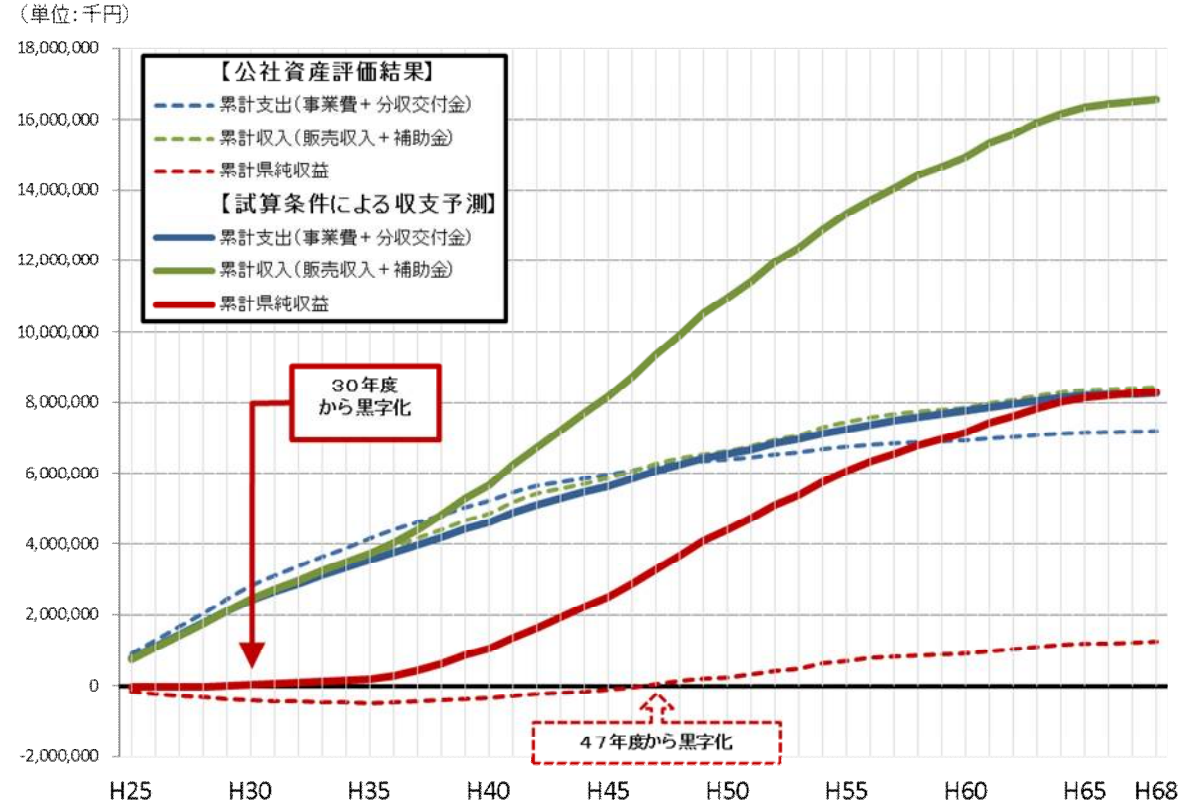

《パターン５》

試算条件：①木材価格：＋５０％、②高性能林業機械：導入、③集材距離：４００ｍ、
④分収割合の見直し同意率１００％

■　単年度収支

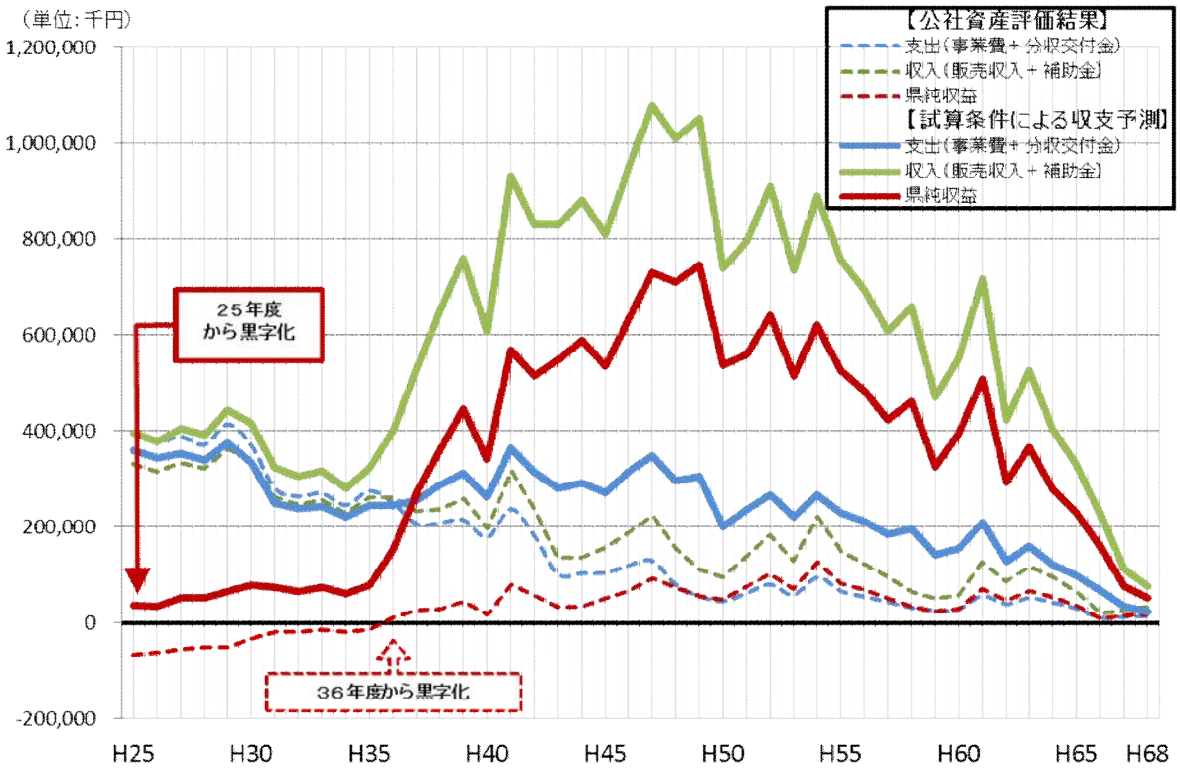

■　累計収支

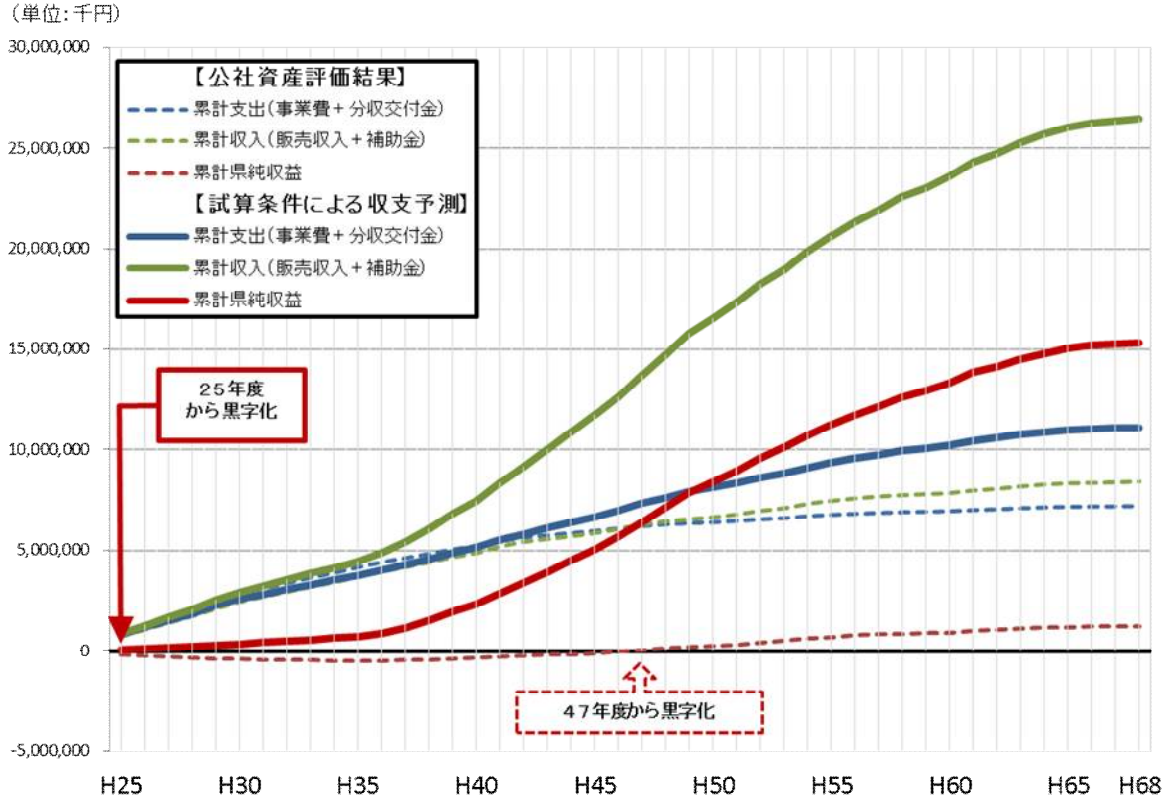

第６　提言のまとめ

当委員会は、「県民環境林」を県民共通の公共財として公益的機能をより発揮させ、県民負担を可能な限り軽減するよう最大限の努力を払いながら適切に経営・管理していくため、今後の経営方向等について幅広く検討を行ったところであり、県民環境林の経営のあり方について次のとおり提言する。

１　県民環境林の経営方針

公社がこれまで約１万ヘクタールにわたり森林整備を行ってきた県民環境林は、森林資源の造成だけでなく森林の持つ公益的機能の発揮等に重要な役割を果たしてきた。

これは民有林における人工林面積の７％を占めているが、平均林齢が２８年生と、多くの森林が育成段階にあることから、間伐等の森林整備を行うことにより健全な森林資源の維持造成に努める必要がある。

また、県民共通の財産である「公共財」として、次の経営方針の下、県民全体のために公益的機能の発揮や雇用の創出等による山村地域の活性化に資する観点で経営・管理を行う必要がある。

《県民環境林の３つの経営方針》

- **全ての県民が等しく恩恵を受ける森林の公益的機能の発揮**
- **収益性に配慮した経営による財産の造成**
- **県民の理解と参画による適正な管理と整備の推進**

（１）公益的機能の発揮の方向

現状の４５～６０年の契約期間を、契約者の要望に応じて約８０～９０年まで延長することを可能とすることにより長期にわたって公益的機能を維持し、その間に利用間伐を繰り返すことにより自然植生の誘導による複層林化や針広混交林化を進め公益的機能の増進を図る「長伐期施業」の導入を図るべきである。

また、これまで全ての立木を一斉に伐採・売払いし、収益を分収する「収益分収方式」に限定されていたが、伐採後の造林がなされない場合、造林未済地の増加によって土砂災害の発生等の公益的機能の悪化が懸念されるため、立木を伐採せずに契約を終了する「立木分収方式」や「立木買取方式」など新たな分収方式の設定により環境負荷の少ない非皆伐施業を推進するべきである。

（２）収益性に配慮した経営の方向

収益性に配慮した経営のためには、間伐した木材を搬出して、市場で販売する「利用間伐」を進め収益の増加に努めるとともに、分収造林契約者により多くの間伐収益を還元すべきである。

また、間伐した森林が吸収したCO^2量を市場で売買可能なクレジットとして認証・発行する「Ｊ－ＶＥＲ制度」や賛同企業が印刷物を発注する際に、間伐を行うことにより不足する資金を補うため、相当する金額を上乗せした価格の用紙を指定する「青い森の町内会」、森林に企業名やブランド名を付け、その対価を得る「ネーミン

グライツ」等の新たな仕組みを積極的に導入することにより、森林整備に要する資金を確保する必要がある。

さらには、今後、公益的機能の発揮と併せて、業務の効率化によるコスト削減等の県民負担の軽減に資する経営・管理が重要であり、民間事業体から、利用間伐や路網整備等に関する技術提案を公募し、５年程度の一定期間、一括で委託する「公募型プロポーザル方式」を導入することによる民間経営のノウハウの活用を図るべきである。

（３）県民の理解と参画による管理と整備の方向

県民環境林について、自然観察や自然体験などの森林環境教育を実践するためのフィールドや、企業やボランティア団体等が社会貢献活動の一環として行う森づくり活動の受入体制整備、エコツアーなど観光関係とのタイアップ等、各種の連携による多面的な活用を進めるべきである。

２　県移管に当たっての県民負担軽減策について

（１）第三セクター等改革推進債の活用等

県は損失補償契約に基づき、平成２５年４月に約１３０億円の損失補償を行うこととしており、この財源として第三セクター等の抜本的な改革に必要な経費の財源に充てる「第三セクター等改革推進債」の活用を予定している。

三セク債の活用時における借入利率や償還年限が未定のため、現時点で確定的な軽減効果は示すことはできないが、公社が経営を続けた場合の将来負担利息は約４６．６億円で、これに対して、他県の状況などを勘案し、仮に年利１．０％、１０年の元利均等償還の条件で試算すると、利息は７．２億円となり、これに５０％の特別交付税措置がなされた場合の実質的な利息は３．６億円で、その活用効果額は４３億円と試算されることから、県民負担軽減のために制度を最大限に活用する必要がある。

また、損失補償契約に伴い発生する遅延損害金についても、県は公庫と交渉の上、遅延損害金の削減に努めるべきである。

（２）分収割合の見直し

県と公社は、これまで６対４の割合で契約していた分収割合を、個人、共有地等は７対３、市町村や財産区など公有地は８対２に見直しするための「分収割合の変更同意」を分収造林契約者から得る作業を進めており、平成２４年１１月１５日現在、約７０％の同意を得ているところである。

今後とも分収割合の見直しを引き続き進め、不同意の意向を示している契約者に対して、丁寧に説明の上、理解を求め、１００％の同意により県民負担の軽減効果を最大とするよう努めるべきである。

３　県民環境林の収支予測

公社資産評価報告書で公社が試算した収支について、収入増加対策や支出抑制対策の効果を検証し、経営の方向を明確にするため、「木材価格の変動による影響」や「高性能林業機械の導入効果」、「路網の整備効果」、「分収割合の見直し効果」を選定し収支予測を行った。

その結果、個々の取組は有効であることから、県民環境林の整備に当たっては高性能林業機械を活用し低コスト化に努め、路網整備は費用対効果を勘案の上、当面は現状の平均６９０ｍの集材距離を平均４００ｍ程度まで短縮するように取り組み、分収割合の見直しについては１００％の同意を得るよう努める必要がある。

これを実行し、木材価格が現状のままで推移するとした場合、純収益は３９．２億円となり、先の公社資産評価時の純収益１２．２億円に比べると２７億円の増収効果を生むこととなる。

また、仮に木材価格が１０％上昇した場合の純収益は６２．９億円、２０％の場合は８７．４億円、５０％の場合は１６１．２億円となり、公社資産評価時の純収益に比べると各々５０．７億円、７５．２億円、１４９億円の効果が得られると予測される。

４　終わりに

県民環境林の経営に当たっては、当委員会からの提言に即して取り組むとともに、次の４つの点に留意しながら、適切な経営に努めていただくよう付記し、本報告の終わりとするものである。

（１）県民に対する説明・ＰＲの必要性

３６７億円という多額の債務を抱え、去る８月２日に公社が申立てした民事再生手続は、県民に大きな衝撃を与えたところである。

分収造林事業における累積債務が問題化して以降、公社においては毎年長期収支を公表し、県においては議会等において議論してきたところであるが、県移管後においても、県民目線で分かりやすく丁寧に、機会を捉え説明やＰＲを行うべきである。

（２）県民一体となった取組みの推進

国連食糧農業機関（ＦＡＯ）によると、世界の産業用丸太消費量は、長期的には増加傾向にあり、特に最近は北米や欧州のみならずロシアや中国の影響も大きくなっているため、国際的な木材動向を注視しながら経営にあたることが必要である。

また、木材需要の掘起しを図る等、木材価格の上昇に向けて市町村や業界・団体、さらには消費者と一体となった取組みを進めるべきである。

（３）検証と公開性の確保

分収造林事業は平成６８年度までの超長期スパンの経営が今後も続くことから、社会経済状況の変化に対応し、おおむね５年程度のサイクルで収支試算を再検証し、計画の見直しを適宜行うとともに、ホームページ等の広報媒体を活用するなどにより、県民の意見や理解を得ながら進めていくべきである。

（４）国に対する要請

分収造林事業は、全国的にも問題化していること、地方だけでは簡単に処理しきれないような多額の負担を伴うことを考慮すると、国等に対して様々な働きかけを行うよう努めるべきである。

〈参考資料１〉

分収林の市町村別面積

市町村名	契約面積(ha)	うち市町村有林 契約面積(ha)	うち財産区有林 契約面積(ha)
平　内　町	１，２５０		
階　上　町	１，１３５		
む　つ　市	８８３	１７２	
鰺ヶ沢町	８２０		３０７
十和田市	７７９		２１
弘　前　市	５２６		
田　子　町	５０９	４５	
東　通　村	４８８		５０
八　戸　市	４５９		
南　部　町	４１２		
三　戸　町	３９１		４３
七　戸　町	３７７		
青　森　市	３３７		２２１
五　戸　町	３２４		
深　浦　町	２８７		
新　郷　村	２１９		８
五所川原市	２１１		１２７
東　北　町	１７０	１６	
大　鰐　町	１６８		１１４
黒　石　市	８３		１５
風間浦村	８１		５５
平　川　市	６３		４５
野辺地町	３７	１１	
今　別　町	３５	２２	
六ケ所村	３１	２	
西目屋村	２９		
佐　井　村	２３		
大　間　町	２３		
横　浜　町	２０		
外ヶ浜町	１１	５	
中　泊　町	９		
六　戸　町	９		
蓬　田　村	８		
つがる市	８		
合　計	１０，２１５	２７４	１，００７

〈参考資料２〉

分収林の所有形態別の面積・件数割合

所有形態	契約面積(ha)	比率	契約件数(件)	比率
個人	4,809	47%	998	76%
共有	1,258	12%	125	10%
森林組合	198	2%	13	1%
生産森林組合	698	7%	21	2%
社寺	321	3%	9	1%
法人・その他	834	8%	42	3%
農協・漁協	816	8%	22	2%
市町村	274	3%	24	2%
財産区	1,007	10%	56	4%
計	10,215	100%	1,310	100%

※参考資料１及び２の数値は、平成２４年１０月末現在の数値である。

〈参考資料３〉

県民環境林経営検討委員会設置要領

（趣旨）
第１条　社団法人青い森農林振興公社が実施してきた分収造林事業を青森県が引き継ぐに当たり、移管後の分収林（以下「県民環境林」という。）について、事業の経営方向や県民負担の軽減等の検討を行うため、県民環境林経営検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（検討事項）
第２条　委員会は、次の事項について検討するものとする。
(1) 県民環境林の経営方向
(2) 県民負担の軽減策
(3) 県民環境林の将来の収支予測
(4) その他必要な事項

（組織員）
第３条　委員会の構成は、別紙名簿のとおりとする。
２　委員長は、委員会を代表して、会務を総理する。
３　委員長に事故ある時は、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（委員会）
第４条　委員会は、委員長が招集する。
２　委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（事務局）
第５条　委員会の事務は、青森県農林水産部林政課において執り行う。

（その他）
第６条　この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則
この要領は、平成２４年９月３日から施行する。

〈参考資料４〉

県民環境林経営検討委員会委員名簿

区　分	所　属・氏　名
委　員　長	青森中央学院大学 経営法学部 教授　平 出 道 雄
委　　員	蓬田村 村長　古 川 正 隆
委　　員	小野寺高事務所 公認会計士・税理士　小 野 寺 高
委　　員	一般財団法人青森地域社会研究所 専務理事　高 山 貢
委　　員	青森県森林組合連合会 代表理事専務　須 藤 広 明
委　　員	かねさ株式会社 総務部長　福 田 優
委　　員	ＮＰＯ法人青森県消費者協会 消費生活啓発リーダー　田 中 栄 子

〈参考資料５〉

経営検討委員会の開催状況

回　次	開 催 月 日	主 な 検 討 事 項 等
第１回	９月　７日（金）	・これまでの経緯 ・経営方向
第２回	９月２１日（金）	・現地調査（平内町分収造林契約地） ・具体的な経営方針と県民負担軽減策
第３回	１０月１５日（月）	・収支予測 ・中間報告（案）と最終とりまとめ
第４回	１０月２９日（月）	・最終報告書（案）の検討